

第2次 座間市環境基本計画



令和5年3月
座間市

はじめに

座間市は、平成26（2014）年3月に、複雑・多様化する環境問題に対して、総合的かつ効果的な対応を図るため、「座間市環境基本計画」を策定し、この間、6分野の基本目標の達成のために取り組んでまいりました。

令和2（2020）年度には、社会情勢に即した内容への一部改定を行いました。環境を取り巻く状況は日々変化しており、とりわけ、近年の地球温暖化や気候変動問題に対しては、世界規模で「脱炭素社会」への転換期に直面しています。



政府は、令和2（2020）年に、温室効果ガス排出量を令和32（2050）年までに実質ゼロにすることを宣言し、今や800以上の自治体が「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、脱炭素社会に向けての政策を実行し始めています。

本市においても、令和4（2022）年2月に「座間市ゼロカーボンシティ宣言（以下「同宣言」という。）」を行い、市・市民・事業者が共創で取り組むべき方向性を示したところです。

今回策定した「第2次座間市環境基本計画（以下「本計画」という。）」では、同宣言を踏まえ、脱炭素社会に向けての施策を強化するとともに、「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を6分野の「基本目標」及び19の「計画の柱」に関連づけることで、地方自治体として、国際社会の共通目標に対する責務を果たすという思いを込めています。

本計画内に掲げた目標や施策を実現するためには、市・市民・事業者それぞれが、環境問題を自身の問題として捉え、主体的に環境配慮を実践していくことが大切です。

課題の認識・共有のため、市が積極的に情報発信し、それぞれの主体が持続可能な社会の実現に向けて変革していくことが必要と考えます。座間市の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、今後とも本市の環境行政への御理解・御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の改定に当たり、座間市環境審議会及び計画策定部会の委員各位、並びに多くの市民・事業者の皆様から貴重な御意見や御提言をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

令和5（2023）年3月
座間市長 佐藤 弥斗

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景と目的	2
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	6
4 計画の対象	6
第2章 環境の現状と課題	7
1 環境を取り巻く社会動向	8
2 座間市の環境の現状と課題	13
第3章 望ましい環境像と実現に向けた施策体系	25
1 望ましい環境像	26
2 望ましい環境像の実現に向けた施策体系	28
第4章 施策の展開	31
基本目標1 地球環境	32
基本目標2 自然環境	35
基本目標3 都市環境	38
基本目標4 循環型社会	40
基本目標5 生活環境	42
基本目標6 環境教育・学習	44
第5章 脱炭素化及び気候変動適応の推進	47
1 市域における脱炭素化施策（座間市地球温暖化対策実行計画（区域施策編））	48
2 市役所における脱炭素化施策（座間市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））	58
3 気候変動への適応施策（座間市地域気候変動適応計画）	65
第6章 計画の推進体制と進行管理	73
1 推進体制	74
2 進行管理	75

資料編	77
1 用語集	78
2 市域の温室効果ガス排出量及び吸収量の現況推計・将来推計の算定手法	84
3 生活環境に係る環境基準	86
4 座間市環境基本条例	90
5 第2次座間市環境基本計画（案）について 諮問・答申	94
6 策定経過	97
7 座間市環境審議会開催経過	98
8 座間市環境審議会委員名簿	99

文章中などにおいて*が付く用語は、資料編の用語集に解説を掲載しています。

第1章

計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

(1) 座間市のこれまでの取組

座間市（以下「本市」という。）では、環境問題が国内にとどまらず、地球規模まで広がる中で、生活環境や自然環境、地球環境の保全の推進が必要不可欠であることから、本市の環境行政の方向性を示す「座間市環境保全行政施策推進指針（以下「指針」という。）」を平成9（1997）年に策定しました。これまで市では、緑、水、大気、資源・廃棄物、環境学習の5つ柱の指針に基づき、「市民」「事業者」「行政」の行動計画書を策定し、三者が一体となって環境保全に取り組んできました。

しかし、環境問題がさらに複雑化、深刻化していること、指針による環境行政の推進は実効性に欠けるという問題点があったことから、様々な環境問題に総合的、効果的に対応するため、平成24（2012）年に「座間市環境基本条例（以下「基本条例」という。）」を施行しました。そして、基本条例に基づき、具体的な行動計画や数値目標を設定し、これまで以上に市・市民・事業者が協働して本市の良好な環境を将来の世代に引き継ぐため、「座間市環境基本計画（以下「前計画」という。）」を平成26（2014）年3月に策定しました。前計画は、上位計画である「第四次座間市総合計画」との整合を図るため計画期間を令和4（2022）年度まで2年間延伸し、社会情勢や関連計画の更新状況を鑑み、計画内容を一部改定しました。

(2) 環境を取り巻く近年の社会動向

前計画を策定後も環境を取り巻く動向は、目まぐるしく変化しています。平成27（2015）年に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）*において、気候変動*政策に関する令和2（2020）年以降の新たな枠組み「パリ協定」が採択され、国連サミット*では、令和12（2030）年に向けた「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。我が国でも、「第五次環境基本計画」（平成30（2018）年閣議決定）において、SDGsの考え方を活用して環境政策による経済・社会的課題の「同時解決」の実現を目指しています。さらに、深刻化する地球温暖化*や気候変動影響、近年顕在化したプラスチックごみ問題や食品ロス問題等に対して国内外で対策が行われており、資源・環境問題の解決と持続可能な発展を目指す動きが活発になっています。

(3) 地球温暖化対策をめぐる社会動向

世界の平均気温は上昇し続けており、気候変動の影響と考えられる気象災害が国内外で発生しています。令和3（2021）年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）*第6次評価報告書・第1作業部会報告書においては「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。」と断定されました。

国は、地球温暖化の原因となっている温室効果ガス*を削減し、パリ協定の目標を達成するため、令和2（2020）年に「カーボンニュートラル*宣言」を行いました。これを受け、「2050年カーボンニュートラル」の長期目標と整合的で、野心的な目標として「2030年度までに2013年度比46%削減」を目指すことを表明しました。令和32（2050）年には温室効果ガス排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の実現を目指して、温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行う「緩和策」として、再生可能エネルギー*の最大限導入などによる安定的なエネルギー供給などに取り組んでいくとしています。

また、気候変動の影響は既に顕在化しており、「緩和策」とともに、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより温暖化の悪影響を軽減する「適応策」を推進する必要があります。国は、平成30（2018）年に「気候変動適応法」を公布し、地方公共団体は「地域気候変動適応計画」の策定を努力義務とし、地域の自然的経済的社会的状況に応じた適応策を講じていくことが求められています。

(4) 計画の目的

前計画の計画期間満了に伴い、近年の環境をめぐる社会動向を踏まえ、「第2次座間市環境基本計画（以下「本計画」という。）」を策定します。本計画は、基本条例に基づき、本市のかけがえのない恵み豊かな環境を保全及び創造し、将来世代へ引き継ぐことを目的としています。また、本市の環境の将来像である「望ましい環境像」や、それを実現するための目標と具体的な市の施策、市・市民・事業者それぞれの役割を示し、各主体が各々の役割を果たすための、また一体となって取組を進めていくための手掛かりとなるものです。

本市においては、令和4（2022）年2月14日に、地球温暖化という課題にこれまで以上に向き合い、持続可能な社会の実現に向けて「2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロ」を目指す「座間市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。また、令和5（2023）年に策定した「第五次座間市総合計画」においては、本市のかけがえのない自然を後世に受け継ぐために、地球温暖化に真摯に向き合い、脱炭素社会の実現に取り組むとしています。このような方針を踏まえ、本計画に、地球温暖化の原因である温室効果ガス排出量を削減する具体的対策を示す「座間市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「座間市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、気候変動による影響に対応して、被害を回避・軽減していくための具体的対策を示す「座間市地域気候変動適応計画」を内包し、ゼロカーボンシティの実現に向けて「緩和策」及び「適応策」を推進します。

2

計画の位置づけ

本計画は、基本条例第3条に定められた基本理念の実現に向け、同条例第9条に基づき策定します。

座間市環境基本条例（抜粋）

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市の施策の策定等における市、市民及び事業者との協働を通じて、全ての市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要となる良好な環境の実現を図り、地域の歴史、風土、文化、暮らし、景観等を守り生かしながら、これを将来の世代に継承していくことを旨として行わなければならない。

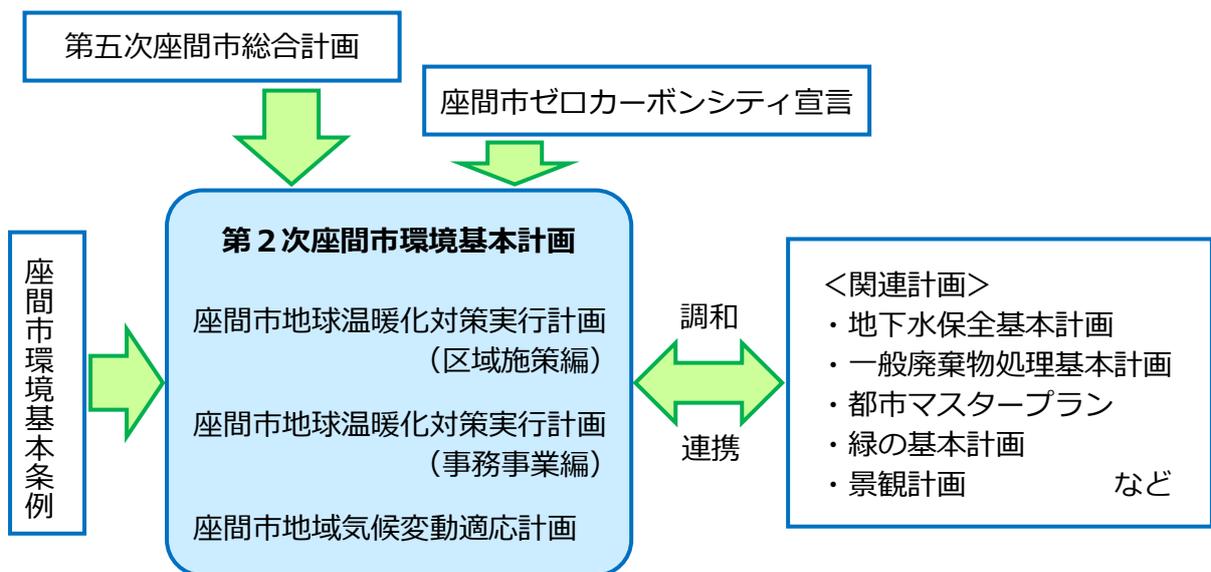
2 地球環境保全は、人類共通の課題であり、地域環境が地球環境に深く関わっていることから、市、市民及び事業者が自らの課題であると捉え、それぞれの日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

（環境基本計画）

第9条 市長は、市における総合的かつ計画的な環境行政の推進を図るため、座間市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

本計画は、「第五次座間市総合計画」に基づいた市の将来都市像を実現するための環境分野に関する基本計画でもあり、本市が策定した地下水、一般廃棄物、まちづくり、緑などに関する様々な計画とも調和、連携を図ります。

■ 計画の位置づけ



第五次座間市総合計画 一ざま未来プランー 基本構想（主な内容を抜粋）

◆目指すまちの姿

ひと・まちが輝き 未来へつなく

◆実現に向けた基本姿勢

新たな社会情勢と地域課題に対応した持続可能なまちづくり

人口が増え続けてきた本市が、人口減少へと転じる局面において、人口減少を克服するためには、社会課題の解決や地域経済の成長、地球環境への配慮といった新たな社会情勢と地域課題に対応していくことが必要です。

これまで先人たちが築いてきた財産や、従来から培ってきた考え方を尊重しながら、創意工夫を凝らして、変化に対応できる柔軟な体制を整え、持続可能なまちづくりに取り組みます。

◆まちづくりの方向性

暮らしに喜びがあふれ、快適に住み続けられるまちを目指します。

これまで資源循環で取り組んできたサーキュラーエコノミー*の推進を拡大して、まちづくり全体に経済・環境・社会の循環という視点を取り入れ、市民が良好な環境で暮らしやすい持続可能な住宅都市に向けた取組を推進します。

◆分野別政策・施策

政策3 安全・安心で環境にやさしいまちづくり

風水害の要因と考えられる地球温暖化対策として環境負荷を低減し、安全・安心で暮らしやすいまちづくりに取り組みます。

- 施策8 : 安全・安心な生活環境の整備
- 施策10 : 地球温暖化対策の推進
- 施策11 : 資源循環の推進

政策6 緑あふれる快適なまちづくり

自然と調和した都市基盤施設を維持し、快適に暮らせるまちづくりに取り組みます。

- 施策23 : 公園緑政

など

3

計画の期間

計画期間は、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間とします。

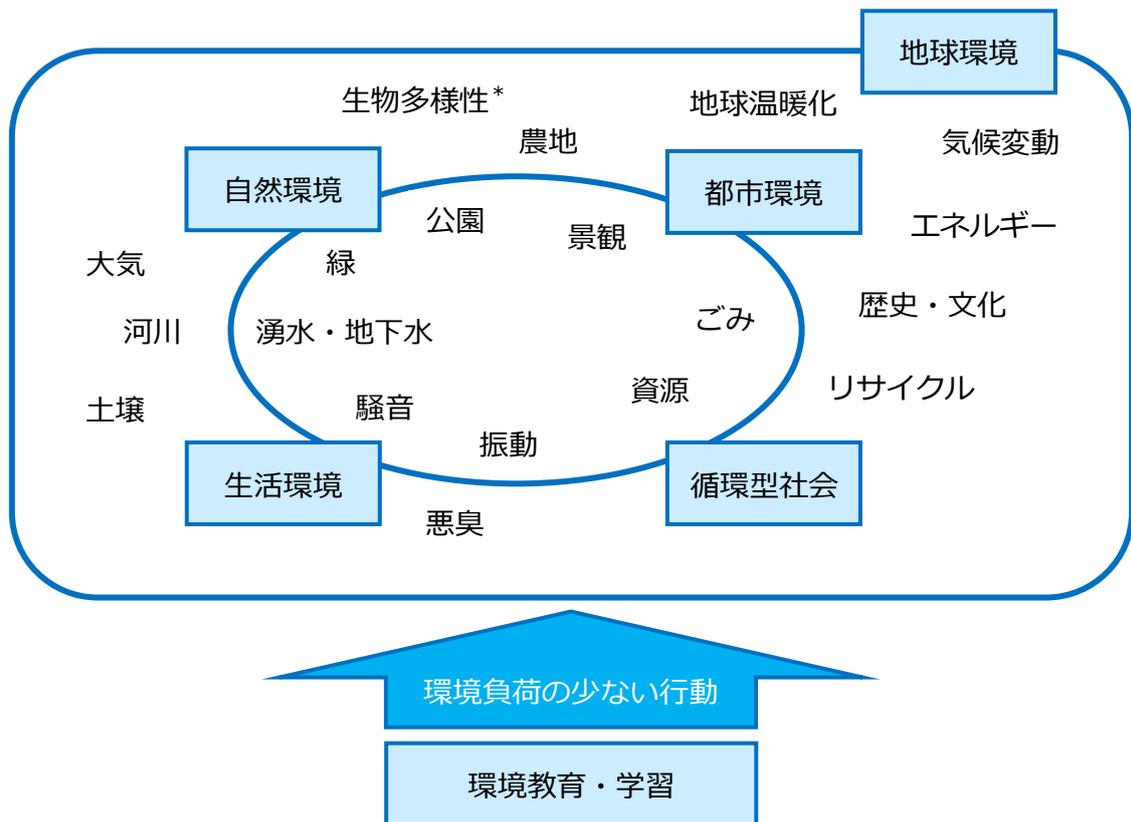
ただし、計画の期間内においても、必要に応じて適宜見直すこととし、計画が今後の社会経済状況などの変化に適応できるように努めます。

4

計画の対象

本計画における環境の範囲は、緑、水、騒音、ごみなどの身近な環境から地球温暖化などの地球規模の環境まで、幅広い環境を対象とします。

■ 環境の範囲



第2章

環境の現状と課題

第2章 環境の現状と課題

1 環境を取り巻く社会動向

(1) 国際的な動向

①持続可能な開発のための2030アジェンダ・持続可能な開発目標（SDGs）

平成27（2015）年に開催された国連サミットにおいて採択され、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられました。SDGsは、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成され、経済、社会及び環境の3つの側面を統合的に解決する考え方が示されています。

■持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター

②パリ協定

平成27（2015）年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、気候変動によるリスクを抑制するために採択され、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を世界共通の長期目標としています。その後、令和3（2021）年に開催されたCOP26では、1.5℃目標を達成するためには、地球温暖化対策を加速させる必要があることが強調されました。

(2) 国の動向

①第五次環境基本計画

3つの目指すべき社会の姿が掲げられ、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化していくとともに、分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）が示されました。また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取り組みを推進していくこととしています。

■第五次環境基本計画における「地域循環共生圏」の考え方



出典：「第五次環境基本計画の概要」（環境省）

②地球温暖化対策の推進に関する法律

令和3（2021）年5月、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）が改正され、「2050年カーボンニュートラル社会の実現」を目指すことが基本理念として位置づけられました。地方自治体においては、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業に係る方針等を定めるよう努めるとし、地域の脱炭素化の促進が求められています。

③地球温暖化対策計画

令和12（2030）年度の温室効果ガス削減目標を平成25（2013）年度比46%削減とし、「2050年カーボンニュートラル」（温室効果ガス排出量実質ゼロ）の実現に向け、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立の実現、国土・都市・地域空間における分野横断的な脱炭素化等の取組に加え、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行やNbS（自然を活用した解決策）*の取組を進めるとしています。

④気候変動適応計画

気候変動影響による被害の防止・軽減を目指して網羅的に適応策を示しており、人口減少やアフターコロナなどの社会経済的視点、適応復興やN b Sといった新たな視点が考慮されています。

⑤第6次エネルギー基本計画

長期的に安定した持続的・自立的なエネルギー供給のために策定され、「2050年カーボンニュートラル」の表明を受け、令和12（2030）年度における再生可能エネルギーの導入目標を36～38%としています。

⑥第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会を形成するためには、持続可能な社会の実現を見据え、循環型社会に至る中長期的な方向性を各主体が共有した上で、相互に連携・協働しながら自らの役割を果たしていくことが必要不可欠となるとしています。

⑦食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスを削減するための基本的な視点として、①各主体が課題に取り組むよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用することを明記しています。

⑧プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable*）を促進するための措置事項が示されています。

⑨次期生物多様性国家戦略 素案（生物多様性国家戦略小委員会（第4回））

令和12（2030）年度までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せる（ネイチャーポジティブ）という目標を掲げ、達成のための基本戦略として、①生態系の健全性の回復、②自然を活用した社会課題の解決、③事業活動への生物多様性・自然資本の統合、④生活・消費活動における生物多様性との再統合、⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進が示されています。

基本戦略①生態系の健全性の回復の個別目標として、令和12（2030）年までに陸域と海域のそれぞれ30%以上を自然環境エリアとして保全する目標「30by30」を設定し、その実現に向けては、国立・国定公園の指定・拡張等の保護地域による保全に加え、里地里山や企業林、社寺林などのように地域、企業、団体によって生物多様性の保全が図られている土地の保全を促進する「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）」による保全の重要性が注目されています。

(3) 神奈川県の変向

①神奈川県環境基本計画

基本目標の「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」の実現に向けて「持続可能な社会の形成」、「豊かな地域環境の保全」及び「神奈川のチカラとの協働・連携」の3つの大柱を掲げ、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

②神奈川県地球温暖化対策計画

事業者や県民の自主的な温暖化対策の促進を図り、エネルギー多消費型の社会から脱炭素社会への転換を促すことを目的として、平成22(2010)年3月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定しました。当計画の平成28(2016)年の改定時には「気候変動適応計画」が内包され、①地球温暖化の影響の把握、②対策の研究、技術支援、③影響や対策についての普及啓発を進めています。

その後、地球温暖化等の気候変動をめぐる社会・経済情勢の急激な変化等を踏まえ、令和4(2022)年3月に計画を改定し、国の新たな温室効果ガス削減目標の県内での達成を目指して令和12(2030)年度の間目標を平成25(2013)年度比46%削減とし、令和32(2050)年の長期目標は「脱炭素社会の実現」を目指すとししました。また、緩和策及び適応策の追加、長期目標達成に向けたビジョンの追加がなされました。

③かながわ脱炭素ビジョン2050

令和32(2050)年脱炭素社会の実現に向かっていくために、県民、企業・団体、行政の各主体が目指すべき姿(将来像)や、今からできる行動の選択肢などを提示するものです。徹底的な省エネを前提に、「再生可能エネルギー」、「電化」、「DX(デジタルトランスフォーメーション)*」を脱炭素社会実現に向けたキーワードとしています。また、エリア別ビジョンを掲げており、本市を含む県央地域圏の将来像は、「ロボット産業を基盤とした新たなビジネスと街づくりが展開されています」としています。

④かながわ気候非常事態宣言

近年の大型台風等により甚大な被害を受けており、今後もこのような異常気象の発生と被害リスクの増大が懸念されていることから、「いのちを守る持続可能な神奈川」の実現に向けて、「今のいのちを守るため、風水害対策等の強化」、「未来のいのちを守るため、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組の推進」、「気候変動問題の共有に向けた、情報提供・普及啓発の充実」を基本的な柱として、災害に強いまちづくりなどの「適応策」と温室効果ガスの削減を図る「緩和策」などに「オール神奈川」で取り組んでいく気候非常事態を宣言しました。

⑤神奈川県循環型社会づくり計画

一般廃棄物・産業廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画であり、基本理念の「廃棄物ゼロ社会」の実現に向けて、県民、事業者、行政がそれぞれ主体的に、相互に連携して、循環型社会形成への取組を進めています。

⑥神奈川県食品ロス削減推進計画

食品ロスの削減目標として、県民1人1日当たりの家庭系食品ロス量及び県内で発生する事業系食品ロス量を令和12（2030）年度までに平成12（2000）年度比で半減させるとしています。目標達成のための施策として、「教育及び学習の振興・普及啓発等」、「食品関連事業者等の取組に関する支援」、「実態調査等の推進」、「情報の収集及び提供」、「未利用食品を提供するための活動の支援等」を推進しています。

⑦かながわプラごみゼロ宣言

平成30（2018）年夏、鎌倉市由比ガ浜でシロナガスクジラの赤ちゃんが打ち上げられ、胃の中からプラスチックごみが発見されました。これを「クジラからのメッセージ」として受け止め、SDGsの具体的な取組として、深刻化する海洋汚染、特にマイクロプラスチック*問題に取り組んでいます。令和12（2030）年度までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指しています。プラごみ削減に向け「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」として「ワンウェイプラ*の削減」、「プラごみの再生利用の推進」、「クリーン活動の拡大等」の3つの柱で取組を進めています。

⑧かながわ生物多様性計画

「地域の特性に応じた生物多様性の保全」及び「生物多様性の理解と保全行動の促進」を目標とし、県土のエリアに即した取組、エリアをまたぐ取組によって生物多様性の保全を進めるとともに、生物多様性に関する環境学習・教育を推進しています。

本市を含む「都市・近郊エリア」については、身近な自然を保全するため、都市公園の整備や適切な管理運営を行うとともに、トラスト制度*など多様な主体との連携・協働による緑地の保全、里地里山の保全等の促進、環境保全型農業*の推進などの取組を進めるとしています。また、相模川を含む「河川・湖沼及び沿岸エリア」については、生きものに配慮した川づくり等を進めるとしています。

(1) 座間市の概況

① 座間市の位置と地勢

本市は、東京都心から南西へ約40km、横浜市から西へ約20kmのところであり、神奈川県ほぼ中央に位置しています。

市域は、東部は相模原台地、中央部は座間丘陵、西部には相模川に沿った沖積低地が広がっています。また、低地部には相模川、鳩川が、相模原台地部には目久尻川が南北方向に流れ、起伏に富んだ地形を構成しています。

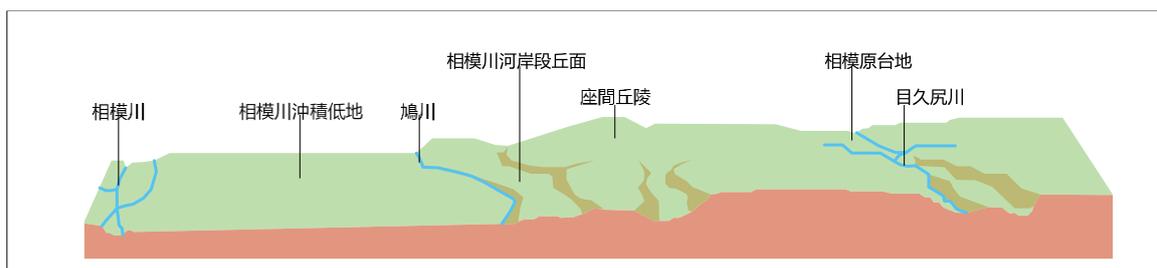
相模原台地に降った雨が地下に浸透して地下水となり、北から南へ流れ、本市で湧き出しています。本市では、昔から湧水や地下水を利用した生活、また、農業や工業などに地下水を利用した産業の形態が見られ、湧水や地下水は市民の生活にかけがえのないものになっています。

■ 座間市の位置



出典：座間市都市マスタープラン

■ 座間市の地勢



出典：座間市都市マスタープラン

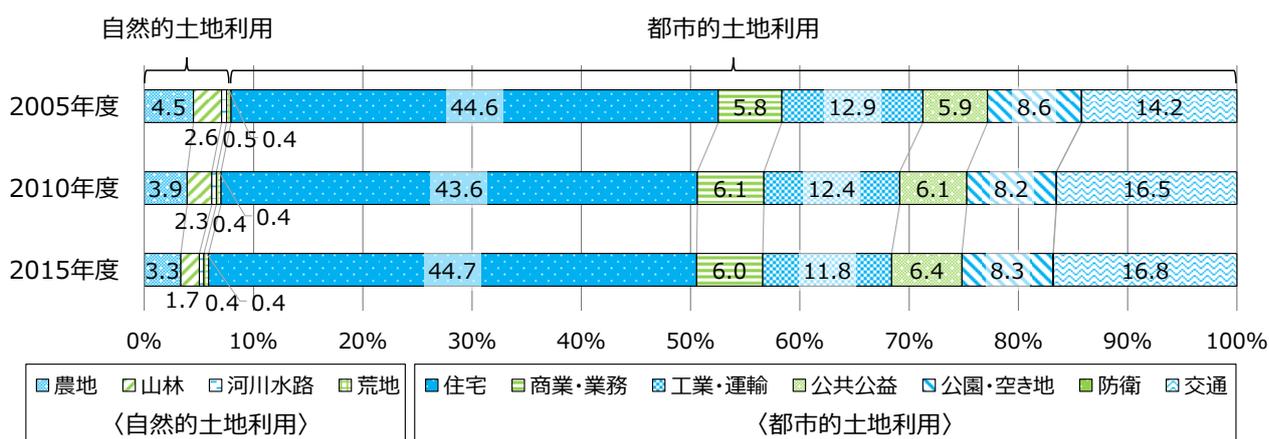
②面積と土地利用

本市の面積は、1,757haあり、東西に5.3km、南北に4.0kmの広がりがあります。

経済成長に基づく都市化の進展により、住宅や商業、工業などの都市的土地利用が進む中で、農地、山林などの自然的土地利用が守られ、「住宅都市」として発展してきました。平成27(2015)年度の土地利用の割合は、市街化区域では自然的土地利用が73.8ha(5.9%)、都市的土地利用が1,179.2ha(94.1%)です。都市的土地利用面積のうち住宅用地が4割強と最も多くを占めており、自然的土地利用や工業・運輸用地が減少する一方で、未利用地の宅地開発や、工業系から住居系、商業・業務系への土地利用の転換が進んでいます。

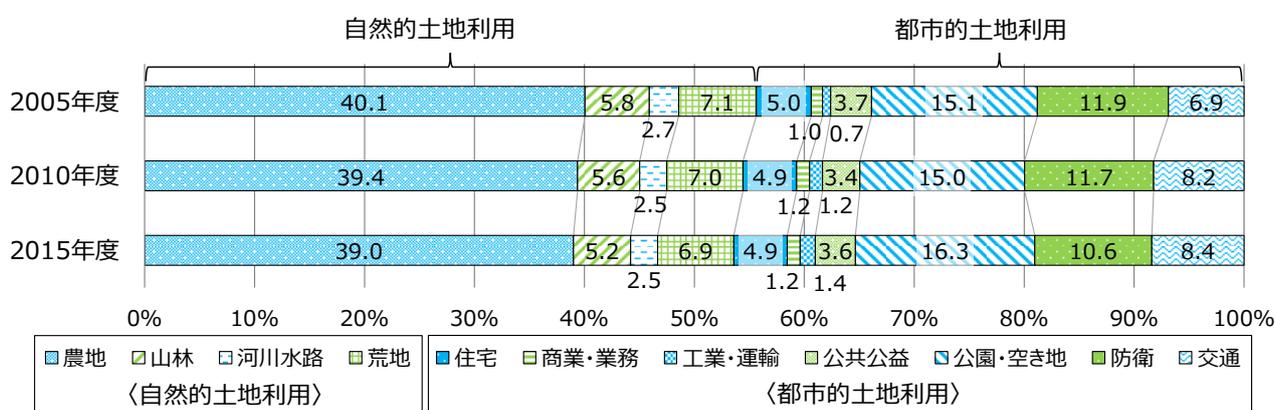
市街化調整区域では、自然的土地利用の面積が5割を超えており、このうち農地が最も多くを占めています。土地利用面積比率の推移には、大きな変化はありません。

■土地利用面積比率の推移（市街化区域）



資料：神奈川県都市計画基礎調査

■土地利用面積比率の推移（市街化調整区域）



資料：神奈川県都市計画基礎調査

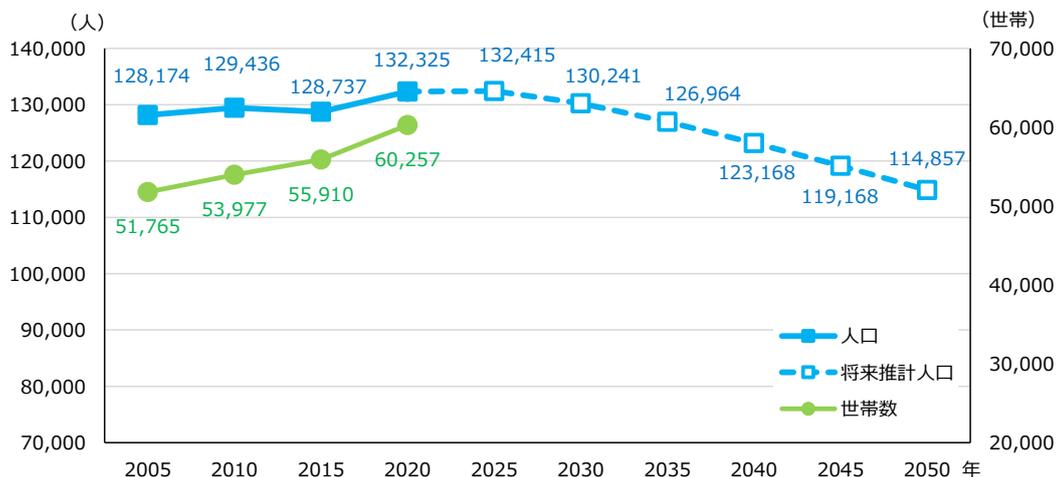
③人口と世帯数

高度経済成長期の昭和30年代から市内東部一帯に工場が進出し、また首都圏への人口集中に伴って急激に都市化が進み、昭和46（1971）年に県内17番目の市として市制が施行されました。

その後、バブル経済の崩壊や自動車関連企業の工場閉鎖という苦境に立たされながらも人口は増加を続けており、令和4（2022）年10月1日の人口は、133,010人となっています。しかし、今後は減少に転じ、今後30年間で約2万人減少すると推計されています。

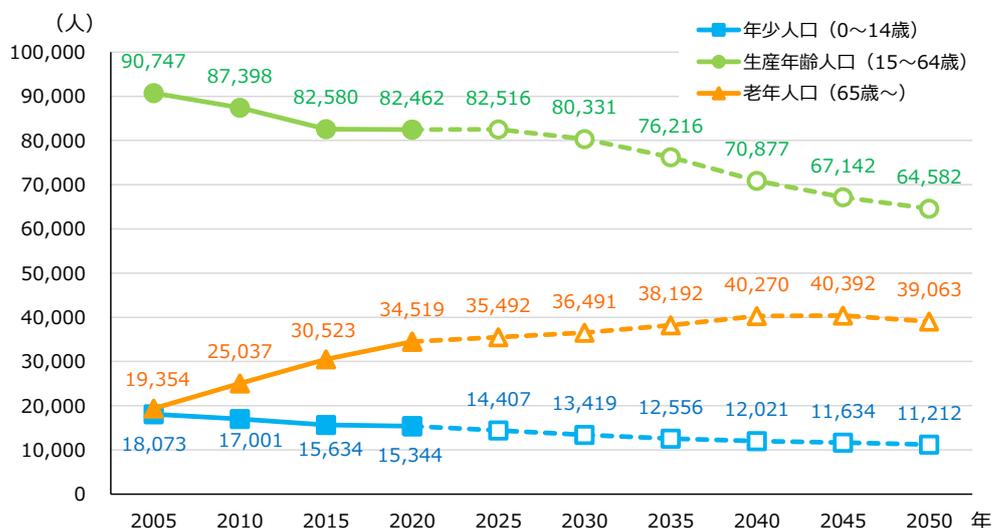
本市の年齢別人口における老年人口割合は、神奈川県下では比較的低い割合となっています。しかし、老年人口の割合は近年急速に高まり、今後も引き続き増加することが予想されます。

■人口と世帯数の推移及び人口の将来推計



資料：国勢調査（総務省）、独自推計

■年齢（3区分別）人口の推移と将来推計



資料：国勢調査（総務省）、独自推計

④産業

平成28（2016）年における事業所数は、平成18（2006）年と比較して減少していますが、一方で従業者数は平成18（2006）年より増加しています。

工業は、平成4（1992）年ごろから事業所数が徐々に減少していきませんが、その一方で自動車関連企業の跡地に物流産業や先端関連企業が立地するなど、新たな動きも見られます。

商業は、昭和60（1985）年頃から事業所数は減少しているものの、大型店舗数は増加傾向にあります。また、商店会や商工会、ボランティア団体などが活性化に向けて、ひまわり関連のイベントの開催など努力を重ねています。

■産業分類別の事業所数及び従業者数

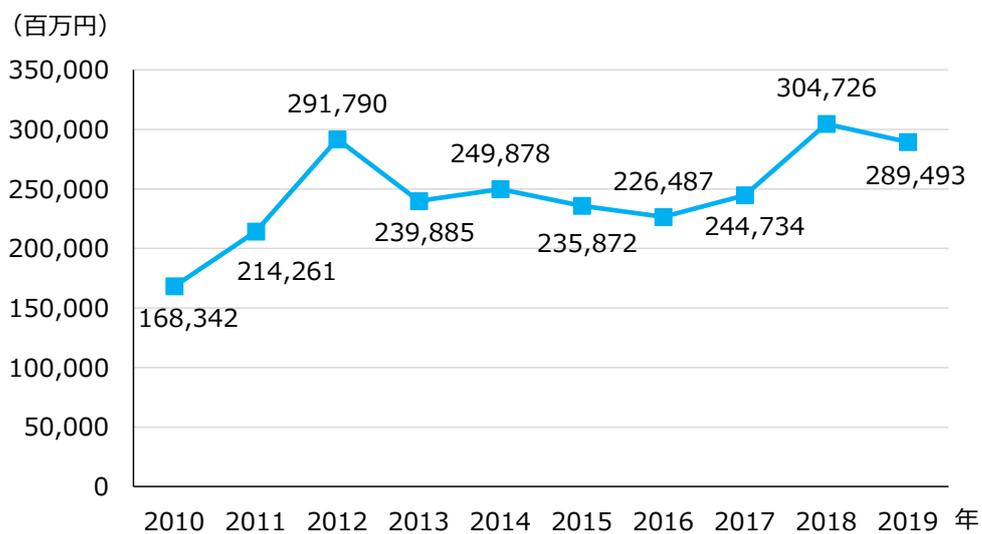
産業大分類	事業所数（事業所）		従業者数（人）	
	2006年	2016年	2006年	2016年
全産業	3,426	3,222	34,845	36,833
農林漁業	4	6	23	21
非農林漁業	3,422	3,216	34,822	36,812
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－
建設業	360	384	2,136	2,144
製造業	277	251	8,639	8,158
電器・ガス・熱供給・水道業	3	1	54	7
情報通信業	15	27	452	621
運輸業、郵便業	69	100	1,830	3,591
卸売業、小売業	734	670	7,117	7,461
金融業、保険業	34	33	398	489
不動産業、物品賃貸業	411	364	864	938
学術研究、専門・技術サービス業	※	118	※	638
宿泊業、飲食サービス業	462	388	2,756	3,056
生活関連サービス業、娯楽業	※	316	※	1,689
教育、学習支援業	157	109	1,638	731
医療、福祉	224	286	3,196	4,997
複合サービス事業	9	9	635	94
サービス業（他に分類されないもの）	652	160	3,874	2,198

資料：座間市統計要覧

※ 平成19（2007）年に産業分類が見直され、「サービス業（他に分類されないもの）」を分割し、新たに「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」が創設されました。

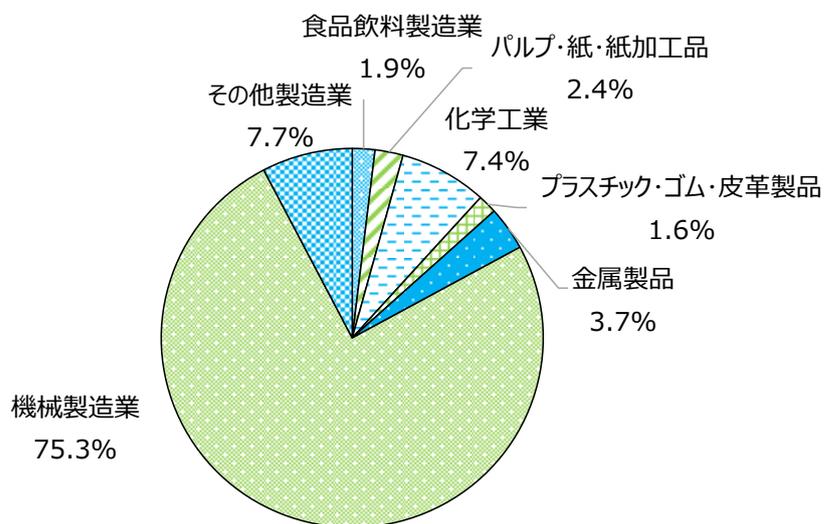
製造業の製造品出荷額等は、約2,000億円から3,000億円で推移しています。製造業のうち自動車関連の製造を含む機械製造業の製造品出荷額等が最も高く、本市の主要産業となっています。

■ 製造業製造品出荷額等の推移



資料：工業統計調査（経済産業省）

■ 製造品出荷額等の業種別内訳（2019年）



資料：工業統計調査（経済産業省）

(2) 地球環境

①現状と課題

近年、日本各地において、記録的な猛暑や集中豪雨などによる自然災害が頻発し、私たちの生活に多大なる影響を及ぼす脅威となっています。地球温暖化という課題にこれまで以上に向き合い、豊富な地下水に代表されるような本市のかけがえのない自然を後世に引き継ぐため、本市は、令和4（2022）年2月に、令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し、市民・団体・事業者と協働して地球温暖化対策の取り組みを進めていく「座間市ゼロカーボンシティ宣言」をしました。

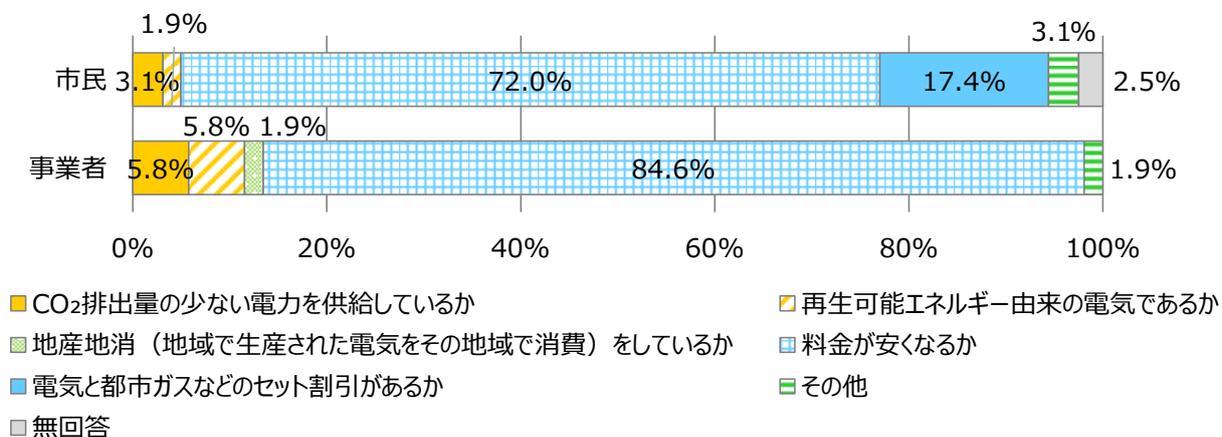
これまでも、住宅用太陽光発電設備や省エネルギー設備の購入費の一部を補助するスマートハウス*関連設備設置補助金や市主催イベントにおける啓発活動等を行ってきました。また、市の率先的な取組として座間市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、市有施設への太陽光発電設備等の導入や市独自の環境マネジメントシステム*・ひまわり環境システムに基づく職員の取組の推進等を行っています。

ゼロカーボンシティ実現に向けて、本計画に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び地球温暖化対策実行計画（事務事業編）、地域気候変動適応計画を内包し、省エネルギー、再生可能エネルギー利用、交通の低炭素化、市役所における地球温暖化対策、気候変動影響への適応策を推進する必要があります。

②市民・事業者の意識

市民・事業者アンケート調査（令和3（2021）年11月実施）では、電力会社や契約プランを選ぶ際に最も重要視する点として1番多かったのは「料金が安くなるか」でした。ゼロカーボンシティの実現に向けて、低炭素電力*への切替えは重要な対策となるため、低炭素電力への切替えのメリットや手続き等について情報発信を充実する必要があります。

■ 市民・事業者アンケート「電力会社や契約プランを選ぶ際に最も重要視する点」



(3) 自然環境

①現状と課題

相模川沿いの低地一帯では、豊かな田園地帯となっているほか、市中心部の座間谷戸山公園や段丘部の斜面樹林などの自然が残っています。市民一人当たりの都市公園*の面積は横ばいで推移していますが、水資源の涵養、土砂流失の防止、ヒートアイランド現象*の緩和のためにも市内の緑地を保全し、緑化を推進していく必要があります。

本市は、東部に広がる相模原台地に降った雨がしみ込んで地下水になるため、豊富な地下水と湧水があります。市内には13か所の湧水があり、本市の水道は地下水を主な水源としています。しかし、宅地造成などにより、林や畑などの涵養地が減少しているため、市では市内の湧水・地下水の水質・地下水位を監視しています。水質は環境基準*を達成しており、地下水位は近年、横ばいで推移しています。今後も安全な水を安定供給するため、引き続き水質・水位の把握や地下水涵養を推進していく必要があります。

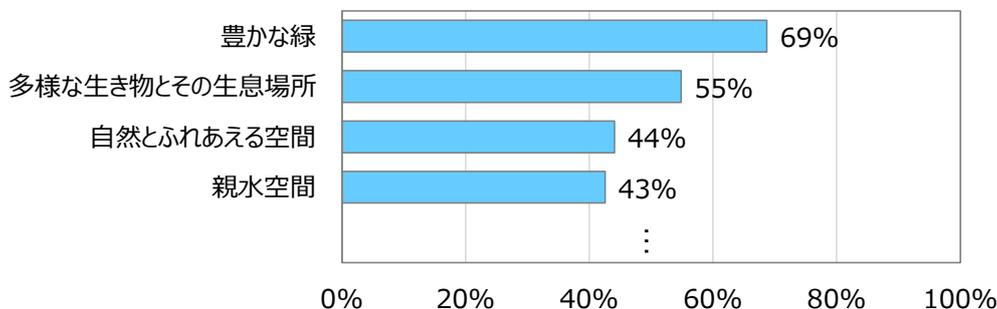
市内には、西部の相模川左岸に面した水田稲作地帯と東部の栗原地域を中心とした畑作地帯にまとまった農地があります。農地は、地下水の涵養や生き物の生息場所、景観形成など多面的な機能をもっており、環境保全の観点からとても重要です。農地の重要性を認識し、農地の保全に向けて農業の活性化や農業に親しむ機会の創出が必要です。

②市民・事業者の意識

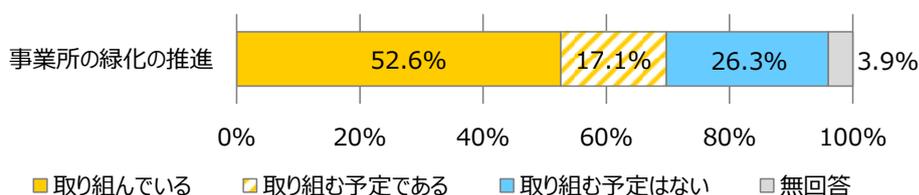
市民が将来へ残したい環境資源として、豊かな緑、多様な生き物とその生息場所は半数以上の市民が選んでおり、市民が残したいと思う本市の豊かな自然を次世代に引き継いでいく必要があります。

住宅の緑化に取り組む市民は41.9%、事業所の緑化に取り組む事業者は52.6%でした。より多くの市民・事業者が緑化に取り組むよう普及啓発等を行っていく必要があります。

■市民アンケート「将来へ残したい座間市の環境資源」（抜粋）



■事業者アンケート「環境保全等に関する取組の実施状況」（事業所の緑化の推進）



(4) 都市環境

①現状と課題

本市では豊かな自然と湧水、暮らしの中で培われてきた固有の歴史や文化などの地域の特性を生かした景観が見られます。地域の歴史的文化的資源を次世代へ引き継ぐとともに、市としての魅力を高めていくために、良好な景観の形成を目指しています。

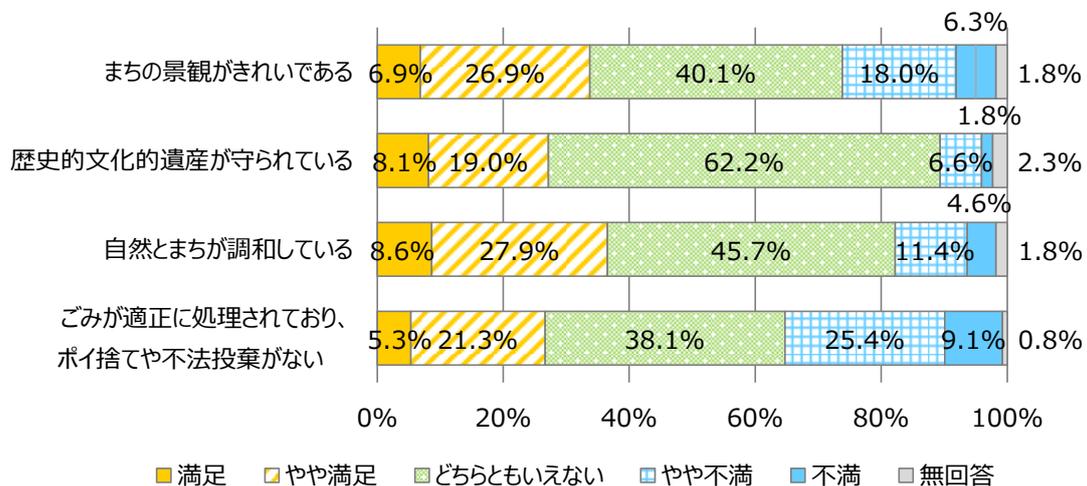
市内には、座間の歴史と先人たちの生活を今日へ伝える遺跡や街並みが今もなお存在しており、そうした地域の歴史や生活文化を理解し、共有することで歴史的文化的資源を保全していく必要があります。

また、自然と調和したまち並み、良好な都市環境を形成するためには、市・市民・事業者が協力して美しいまちづくりに取り組む必要があります。共通した景観向上の意識を醸成するとともに、座間市環境美化条例に基づき、積極的に地域環境の美化に努める必要があります。

②市民・事業者の意識

市民の都市環境に関する満足度では、「まちの景観がきれいである」、「ごみが適正に処理されており、ポイ捨てや不法投棄がない」について、比較的「やや不満」、「不満」が高くなりました。まちの景観維持、ポイ捨て等の抑制を推進する必要があります。

■ 市民アンケート「今の環境の満足度」(抜粋)



(5) 循環型社会

①現状と課題

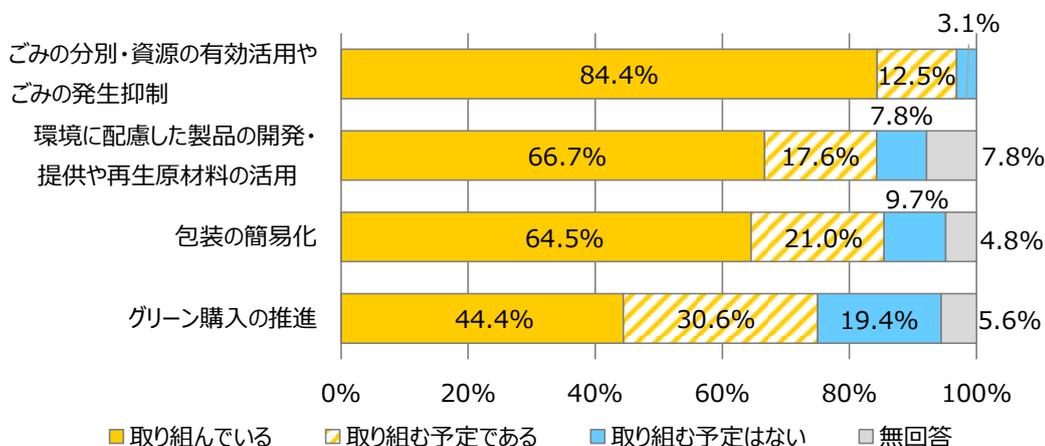
市民一人当たりの家庭系ごみの排出量は減少傾向となっており、ごみの減量化や資源化に向けた分別意識の定着が表れています。更なるごみ削減に向けて、今後も家庭における生ごみの削減やごみの資源化に対する利便性の向上など、リデュース・リユース・リサイクル（3R）を推進していく必要があります。事業者に対しても、事業系ごみ削減の働きかけを行っていく必要があります。また、近年顕在化し、大きな問題となっている食品ロスやプラスチックごみの削減のため、家庭でできる行動の意識啓発や事業者と協力した取組を推進することが求められます。

本市は、海老名市、綾瀬市とともに一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの削減、リサイクルの推進、ごみの適正処理を推進しています。また、災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、生活環境の保全・公衆衛生の確保を実現するために、座間市災害廃棄物処理基本計画を令和元（2019）年に策定しました。こうした計画に基づき、引き続きごみの適正処理、市民の安全な生活環境の保全を推進する必要があります。

②市民・事業者の意識

市民のごみの削減や資源化に関する取組の実施率は、「ごみの削減、正しい分別、リサイクルの実施」、「食品ロスの削減」については半数以上でしたが、「再利用の推進」は34.5%にとどまりました。事業者のごみの削減や資源化に関する取組の実施率は、「ごみの分別・資源の有効活用やごみの発生抑制」、「環境に配慮した製品の開発・提供や再生原材料の活用」、「包装の簡易化」は半数以上でしたが、「グリーン購入*の推進」は「取り組む予定はない」と回答した事業者が19.4%となりました。実施率が低いグリーン購入や再利用の推進について、普及啓発等に努める必要があります。

■事業者アンケート「環境保全等に関する取組の実施状況」（抜粋）



(6) 生活環境

①現状と課題

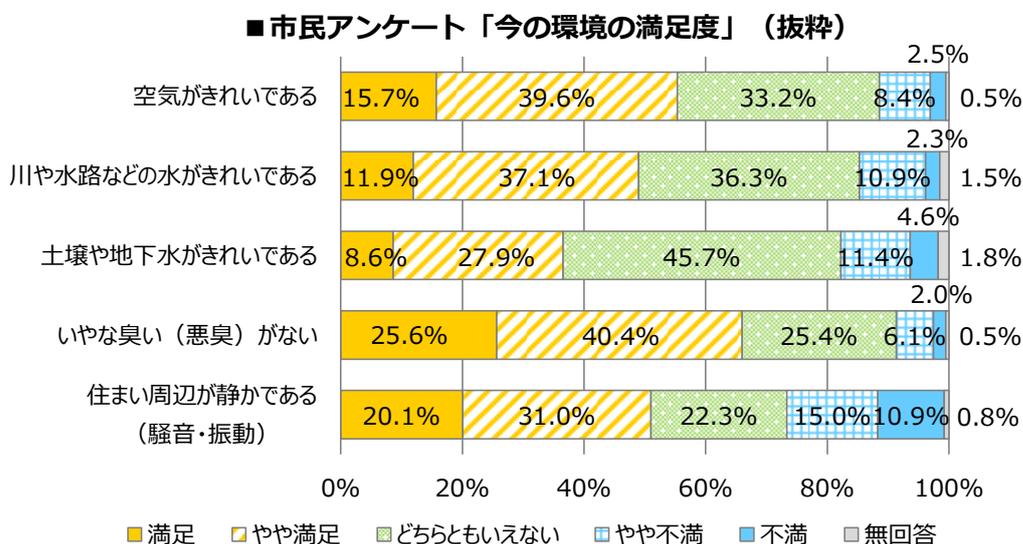
大気汚染物質のうち、市内で観測している二酸化窒素及び浮遊粒子状物質*の濃度は、環境基準を満たしており、良好な状態に保たれています。一方で、光化学オキシダント*は、全国の他都市と同様に環境基準を満たしておらず、気象条件などによって光化学スモッグ*を発生させる原因となるため、座間市光化学スモッグ緊急時措置要綱に基づき、被害の防止に努めています。今後も継続的な監視と大気汚染物質の主な発生源である、自動車や工場・事業所からの排出抑制が必要です。

市内を流れる代表的な河川である鳩川と目久尻川における、人の健康の保護に関する項目はいずれも環境基準を満たしていますが、生活環境の保全に関する項目は一部が環境基準を満たしていません。今後も状況を注視しながら調査を継続するとともに、家庭や工場・事業所からの排水対策や公共下水道の接続率の向上を推進する必要があります。

騒音は、工場や建設現場、航空機、自動車等から発生する騒音や楽器や音響機器、給排水音、ペットの鳴き声など市民の日常生活に起因する生活騒音など多岐にわたります。市内4地点で実施している地域の環境騒音の環境基準は全地点で達成しています。しかし、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークなど在宅時間が増えたことにより住居系地域の苦情が増加しました。今後も継続した調査と苦情の早期解決に取り組んでいく必要があります。

②市民・事業者の意識

市民の生活環境に関する満足度では、「空気がきれいである」、「川や水路などの地下水がきれいである」、「いやな臭いがない」、「住まい周辺が静かである」については、「満足」、「やや満足」を合わせて約50%以上となりました。一方で、「住まい周辺が静かである」については、「やや不満」、「不満」も比較的高くなりました。局所的に発生する騒音・振動への対策が求められています。



(7) 環境教育・学習

①現状と課題

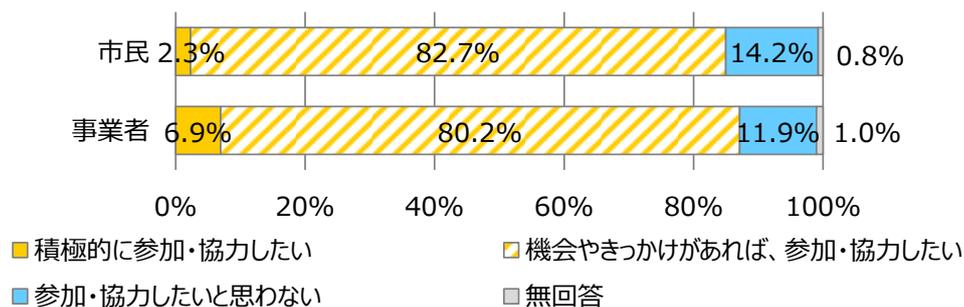
水や緑の豊かな自然を保全し、ゼロカーボンシティを実現するためには、市・市民・事業者が連携して市全体で環境保全活動、地球温暖化対策に取り組む必要があります。また、次世代を担う子どもたちや若年層を中心に環境意識を醸成し、一人一人が積極的に行動するまちを目指した人材育成が必要です。

市では環境講演会やざまっ子環境教室などの様々な環境学習を実施しています。また、市内の小中学校と連携して「レッツトライひまわり環境ISO」を推進しており、子どもたちが環境へ関心をもち、環境にやさしい活動を実践しています。幅広い年齢層に合わせた環境学習・普及啓発の機会の拡充や新しい生活様式を踏まえたイベントへの参加方法の検討、SNSによる情報発信の充実を推進する必要があります。また、各主体が協働・連携して取組を進めていくため、行政が率先して取り組むとともに、近隣自治体などとの都市連携により、広域的にも先進的な取組を進めていく必要があります。

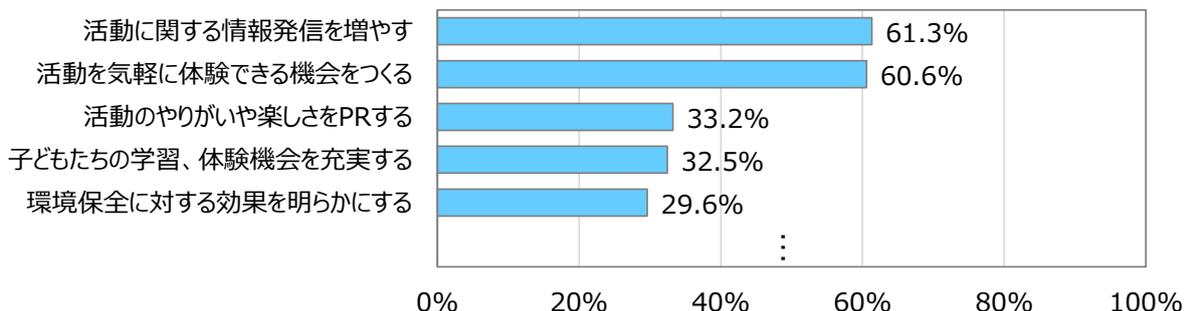
②市民・事業者の意識

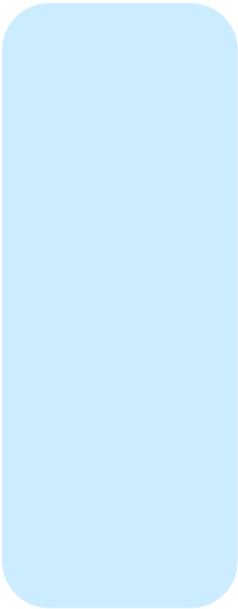
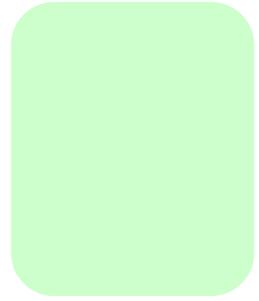
地域の市民・事業者の連携による環境保全等に関する活動への参加意向は、市民・事業者いずれも80%以上が「機会やきっかけがあれば、参加・協力したい」と回答しています。環境保全等に関する活動や環境活動団体に参加する人を増やすために重要な取組として、「活動に関する情報発信を増やす」、「活動を気軽に体験できる機会をつくる」と回答した市民が約60%でした。気軽な参加機会の創出と情報発信の充実が求められています。

■市民・事業者アンケート「環境保全等に関する活動への参加意向」



■市民アンケート「環境保全等に関する活動や団体に参加する人を増やすために重要な取組」
(抜粋)





上：桜（かにが沢公園）
下：谷戸山公園

第3章

望ましい環境像と実現に向けた施策体系

第3章 望ましい環境像と実現に向けた施策体系

1 望ましい環境像

前計画では、策定当時の第四次座間市総合計画の将来都市像や基本条例の理念「豊かな水と緑が輝く私たちのまち座間」の実現を踏まえ、望ましい環境像を「豊かな水と緑を守り育て 未来へつなぐ 人と環境にやさしいまち ざま」と決めました。

第五次座間市総合計画では、目指すまちの姿として「ひと・まちが輝き 未来へつなぐ」と定め、市民と地域と行政が知恵と力を出し合い連携して、持続的に発展することを目指しています。目指すまちの姿を実現するためのまちづくりの基本姿勢の1つは「持続可能なまちづくり」とし、「社会課題の解決や地域経済の成長、地球環境への配慮といった新たな社会情勢と地域課題に対応していくことが必要」としています。また、まちづくりの方向性の1つは、「これまで資源循環で取り組んできたサーキュラーエコノミーの推進を拡大して、まちづくり全体に経済・環境・社会の循環という視点を取り入れ、市民が良好な環境で暮らしやすい持続可能な住宅都市に向けた取組を推進」するとしています。

近年、深刻化する地球環境問題や顕在化したごみ問題等を踏まえ、市・市民・事業者が連携・協働しながら豊かな水と緑を守ると同時に、未来も安全安心で快適に住み続けられるまちづくりが必要です。

このような基本条例の理念や第五次座間市総合計画の目指すまちの姿、社会情勢等を踏まえ、本市の望ましい環境像を次のように定めます。

望ましい環境像

豊かな水と緑を みんなで未来へつなぐ
環境にやさしいまち ざま



撮影場所：四ツ谷地区のひまわり畑

◆豊かな水と緑

本市は、起伏に富んだ地形の下、豊かな自然と湧水、地下水が豊富にある恵まれた環境を有しています。畑、果樹園、水田、樹木などの緑資源は、西から東にかけて複雑に変化する地形に対応して分布しています。また、湧水、地下水は昔から生活、工業、農業用水として使われており、市民の生活にかけがえのないものです。

こうした自然環境の保全及び創造に多くの主体がともに取り組むことで、「豊かな水と緑」を守り育てることを目指します。

◆みんなで未来へつなぐ

今日の環境問題の解決や令和32（2050）年までにゼロカーボンシティを達成するためには、市民一人一人、事業者一つ一つが環境負荷の少ないライフスタイル、ビジネススタイルを実践していく必要があります。さらに、市・市民・事業者が連携して、市全体で総力を挙げて取り組まなければなりません。

また、恵まれた環境を保全し、環境にやさしいまちとするためには、未来を担う世代への環境教育の拡充に努める必要があります。

一人一人が主体的に行動し、市・市民・事業者が連携・協働して、「みんなで未来へつなぐ」ことを目指します。

◆環境にやさしいまち

深刻化する地球温暖化や気候変動などの地球規模の環境問題、プラスチックごみや食品ロスなどのごみ問題といった課題へ取り組むことが求められています。脱炭素社会や循環型社会を形成することは、本市の貴重な自然環境を保全し、未来へ引き継いでいくことにつながります。

限りある資源やエネルギーを大切に利用するなど持続的に発展し、豊かな水と緑を守り、市民が自然の恵みを感じながら暮らせる「環境にやさしいまち」を目指します。

望ましい環境像「豊かな水と緑を みんなで未来へつなぐ 環境にやさしいまち ざま」を実現するために6つの「基本目標」を設定します。各基本目標には、目標の達成状況を示す「達成指標」を設定し、施策の推進による効果の把握と計画の進捗管理に活用します。

望ましい
環境像

基本目標・達成指標

豊かな水と緑を

みんな
で未来へつなぐ環境に
やさしいまち
ざま**基本目標 1 地球環境**

ゼロカーボンシティを実現し、気候変動に適応するまち

達成指標	現状値 [※]	目標値 [※]
市域における 温室効果ガス排出量削減率	2013年度 (基準年度) 560.2 千 t-CO ₂	基準年度比 46%以上削減

基本目標 2 自然環境

豊かな自然環境の保全と創造を図り、自然の恵みを身近に感じることのできるまち

達成指標	現状値	目標値
市民一人当たり都市公園面積	5.08m ²	5.17m ²
公園等の維持管理団体数	31 団体	39 団体

基本目標 3 都市環境

自然や歴史・文化と融合した美しく魅力あふれるまち

達成指標	現状値	目標値
集団清掃活動実施回数	5 回	増加

基本目標 4 循環型社会

循環型社会を形成し、今ある限りある資源を活かすまち

達成指標	現状値	目標値
一人一日当たりの家庭系一般廃棄物排出量	595g/人・日	595g/人・日
事業系一般廃棄物排出量	4,654t	3,000t

基本目標 5 生活環境

良好な生活環境の創造を進め、快適で安心して暮らせるまち

達成指標	現状値	目標値
生活環境に関する苦情を解決した割合	98%	100%

基本目標 6 環境教育・学習

ライフステージに応じた学びの機会があり、市・市民・事業者が協働して環境活動に取り組むまち

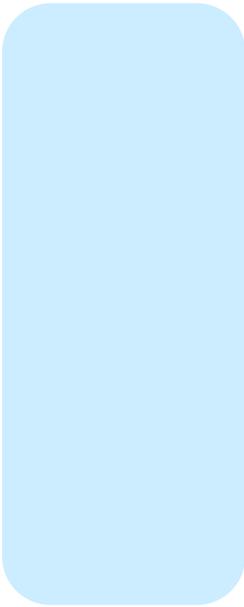
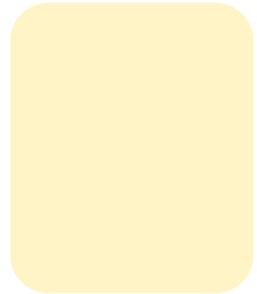
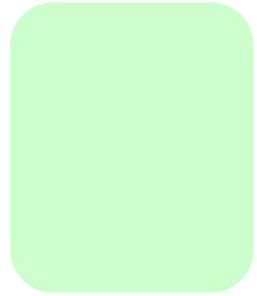
達成指標	現状値	目標値
生涯学習宅配便（環境関連講座）実施回数	20 回	増加

※ 現状値は令和 3（2021）年度、目標値は令和 12（2030）年度の数値を示します。

また、基本目標及び達成指標の達成に向けて、19の「計画の柱」を設定し、施策を推進します。計画の柱には、「具体的施策」と具体的施策の進捗度を示す「進行管理指標」を位置づけ、進行管理指標による施策の進捗状況の評価・点検・見直しを行います。

なお、「基本目標1」は、座間市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び座間市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）、座間市地域気候変動適応計画に位置づけます。

計画の柱	具体的施策	座間市地球温暖化対策 実行計画（区域施策編） 座間市地球温暖化対策 実行計画（事務事業編）	
1-1 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進 1-2 環境負荷の少ない交通の推進 1-3 吸収源対策の推進 1-4 市役所における脱炭素化の推進 1-5 気候変動適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギー・再生可能エネルギーの導入促進 ○低炭素電力利用の推進 ○地球温暖化対策意識の啓発 ○電気自動車の普及促進 ○交通における環境負荷低減の推進 ○吸収源の保全と活用 ○省エネルギーの推進 ○再生可能エネルギー設備の導入 ○低炭素電力調達への推進 ○電気自動車等の導入 ○ひまわり環境システムの運用 ○ESCO 事業*の実施 ○各分野の適応策の推進 	座間市地球温暖化対策 実行計画（区域施策編） 座間市地球温暖化対策 実行計画（事務事業編）	
2-1 緑地の保全と緑化の推進 2-2 湧水・地下水の保全と活用 2-3 農地の保全と活用 2-4 生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○緑化の推進 ○緑化意識の啓発 ○公園などの整備 ○地下水水位の監視 ○地下水採取量の把握 ○地下水のかん養対策 ○農地の整備 ○遊休農地の対策 ○地産地消の推進 ○自然保護の推進 ○自然保護意識の啓発 		
3-1 環境美化の向上 3-2 都市景観の向上 3-3 歴史的文化的遺産の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○地区まちづくりの推進 ○美化活動の推進 ○都市景観の形成 ○道路植栽の整備 ○文化財保全意識の啓発 		座間市地域気候変動適応計画
4-1 ごみの減量化・リサイクルの推進 4-2 ごみの適正処理と不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量化・リサイクルの推進 ○資源物の分別収集 ○効率的な塵芥収集の実施 ○ごみ適正処理推進及び不法投棄対策 		
5-1 大気・水質・土壌汚染防止対策 5-2 騒音・振動防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○大気汚染物質への対策 ○河川水質の測定 ○工場・事業所排水への対策 ○公共下水道水洗化の普及 ○地下水の水質測定 ○土壌汚染への対策 ○悪臭への対策 ○騒音・振動の実態の把握 		
6-1 環境教育・学習の推進 6-2 市・市民・事業者の連携強化 6-3 環境情報の公開	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全意識の啓発 ○市民活動の支援・推進 ○事業者活動の支援・推進 ○他自治体間連携の推進 ○環境情報の提供 ○教育研究の推進 		



上：座間市街地と大山
下：アキアカネ（谷戸山公園）

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標 1

地球環境

ゼロカーボンシティを実現し、気候変動に適応するまち



※ 施策の詳細及び進行管理指標は、「第5章 脱炭素化及び気候変動適応の推進」に記載しています。

◆達成指標

達成指標	基準値 2013年度	目標値 2030年度
市域における温室効果ガス排出量削減率	560.2 千 t-CO ₂	基準年度比 46%以上削減

柱1-1 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進



◆具体的施策

省エネルギー・再生可能エネルギーの導入促進

市民や事業者に対して、省エネルギー及び再生可能エネルギー設備導入に関する支援や情報提供を行います。

低炭素電力利用の推進

家庭や事業所における低炭素電力への切替えを促進します。

地球温暖化対策意識の啓発

市民や事業者の地球温暖化対策意識の啓発を行います。

柱 1 - 2 環境負荷の少ない交通の推進



◆ 具体的施策

電気自動車の普及促進

市内における電気自動車用充電設備設置を推進します。

交通における環境負荷低減の推進

環境負荷の少ない交通利用を推進します。

柱 1 - 3 吸収源対策の推進



◆ 具体的施策

吸収源の保全と活用

森林や都市公園、農地等の適正な管理・保全及び総合的な利活用を推進します。

柱 1 - 4 市役所における脱炭素化の推進



◆ 具体的施策

公共施設における省エネルギーの推進

公共施設において率先して省エネルギー対策を推進します。

公共施設への再生可能エネルギー設備の導入

公共施設における再生可能エネルギー設備の導入推進に努めます。

公共施設における低炭素電力調達への推進

公共施設において二酸化炭素排出係数がより低い電力への切替えを推進します。

公用車における電気自動車等の導入

公用車における電気自動車等の導入を推進します。

ひまわり環境システムの運用

市独自の環境マネジメントシステムであるひまわり環境システムを活用し、温室効果ガス排出量の抑制に努めます。

E S C O事業の実施

温室効果ガス排出量を効果的に削減するため、E S C O事業を実施します。

柱1-5 気候変動適応策の推進



◆ 具体的施策

農業分野

気候変動に適応した農業を行うため、支援や農業生産基盤整備等を行います。

水環境・水資源分野

河川や地下水を保全するため、監視や必要な整備等を行います。

自然生態系分野

生態系を保全するため、調査や情報収集等を行います。

自然災害分野

災害リスクを低減するための整備や災害時の被害軽減対策を行います。

健康分野

熱中症を中心に被害の未然防止に努めます。

産業・経済活動分野

事業活動への気候変動の影響について情報収集・提供を行います。

市民生活・都市生活分野

災害時のインフラ・ライフラインの確保、ヒートアイランド現象の緩和に努めます。

基本目標 2

自然環境

豊かな自然環境の保全と創造を図り、自然の恵みを身近に感じることもできるまち



◆達成指標

達成指標	現状値	目標値
	2021年度	2030年度
市民一人当たり都市公園面積	5.08m ²	5.17m ²
公園等の維持管理団体数	31 団体	39 団体

柱 2 - 1 緑地の保全と緑化の推進



◆具体的施策

緑化の推進

- 花とうるおいのある緑化推進事業要綱による花の苗などの提供や生垣設置奨励金の交付により市内の緑化を推進します。
- 市内小中学校の壁面緑化などを推進します。

緑化意識の啓発

- 市民の緑化意識の向上及び緑あふれる明るく住み良いまちづくりを進めることを目的として緑化イベントを開催します。

公園などの整備

- 自然環境を活かし、防災機能などを持ち合わせた公園、広場などの整備を検討します。

◆進行管理指標

進行管理指標	現状値	目標値
	2021年度	2030年度
生垣設置奨励金による生垣設置件数	1 件	累計 8 件
市内小中学校の壁面緑化実施校数	13 校	17 校
公園・広場・緑地*面積	52ha	54ha

柱2-2 湧水・地下水の保全と活用



◆ 具体的施策

地下水位の監視

- 地下水位の測定と予測を行い、地下水量保全施策の基礎資料とします。

地下水採取量の把握

- 座間市の地下水を保全する条例に基づき、地下水採取量を把握します。

地下水のかん養対策

- 地下水かん養を促進するために雨水浸透施設などの設置に対して助成します。
- 森林整備により水源かん養地を確保、整備します。

◆ 進行管理指標

進行管理指標	現状値 2021年度	目標値 2030年度
市内における地下水採取量	12,849 千m ³	13,800 千m ³ 以下
地下水位	GL-17.3m	適正水位 [※] の維持

※ 注意水位 (GL-20.5m)、警戒水位 (GL-21.5m) 以上を保っていること。

柱2-3 農地の保全と活用



◆ 具体的施策

農地の整備

- 農業用水路や農業振興地域内未舗装道路を改修、整備することにより農作業の安定化、効率化を図ります。

遊休農地の対策

- 景観植栽*による遊休農地対策の一環として、市の花のひまわりを植栽するひまわり推進協議会の取組に対し、支援します。
- 市民が自ら土に親しみ、野菜などを栽培することにより、農業に対する理解を深めてもらうため、市民に農園の貸出しを行います。

地産地消の推進

- ざま市民朝市生産者連絡会の取組に補助するとともに、出荷奨励補助により地元直売施設などへの出荷を促進します。
- 小学校給食における地場産物の活用に努めます。

◆進行管理指標

進行管理指標	現状値 2021年度	目標値 2030年度
ひまわり畑植栽面積	18,000m ²	18,000m ²
市民農園利用者数	303人	303人
小学校給食中の地場野菜使用率	28.9%	現状維持

柱2-4 生物多様性の保全



◆具体的施策

自然保護の推進

- 市内の公園や社寺林、田畑等の緑や生き物の生息場所が残る場所を生物多様性の保全の観点から重要な場所として保全するため、「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）」の制度化等の動向を注視しながら登録制度の活用等を調査検討します。
- 生物多様性の保全のため、有害鳥獣を駆除することにより、在来生物の生態系を守ります。

自然保護意識の啓発

- 身近な自然の中に生息する動植物の生態を観察し、市民の自然保護に対する意識の向上を図ります。
- 特定外来生物の防除に対する市民の意識啓発に努めます。
- 森づくりボランティアを募集し、森林インストラクターの指導のもと芹沢公園内の森林の下草刈り、枝払いなどを行います。

◆進行管理指標

進行管理指標	現状値 2021年度	目標値 2030年度
有害鳥獣駆除数（アライグマ等）	40件	減少

基本目標 3

都市環境

自然や歴史・文化と融合した美しく魅力あふれるまち



◆達成指標

達成指標	現状値 2021年度	目標値 2030年度
集団清掃活動実施回数	5回	増加

柱3-1 環境美化の向上



◆具体的施策

地区まちづくりの推進

- 地域住民のまちづくりに対する意識を高め、「公園・広場等アダプト制度*」を拡大するなど地域のまちづくりを推進します。

美化活動の推進

- 市民個人・団体などによる清掃や美化活動に対し、清掃用具の貸与等の支援を行います。
- 毎年秋に「美化デー」の日を定め、市民総ぐるみで清掃活動を実施します。
- 環境美化条例に基づき、ポイ捨て禁止に関する普及啓発を推進します。

◆進行管理指標

進行管理指標	現状値 2021年度	目標値 2030年度
「公園・広場等アダプト制度」参加団体数	11団体	20団体

柱3-2 都市景観の向上



◆ 具体的施策

都市景観の形成

- 鈴鹿長宿地区の特性を活かし、地区景観に配慮した水路、通路、小公園などの地区施設を整備します。また、街づくり協定運営委員会の運営に対しての助言、景観に配慮した生垣などを設置する街づくり協定者に助成します。
- 地域の自然、歴史などとの調和、適正な制限の下に土地利用がされることにより、良好な景観形成を図ります。

道路植栽の整備

- 道路用地などの除草や道路街路樹の剪定による道路空地の維持管理を行います。

◆ 進行管理指標

進行管理指標	現状値 2021年度	目標値 2030年度
景観重要公共施設*指定数	6施設	13施設

柱3-3 歴史的文化的遺産の保全



◆ 具体的施策

文化財保全意識の啓発

- 石造物や神社仏閣などの文化財を、市民を対象としたガイドや「座間の文化財めぐり ふるさとマップ」で周知し、歴史的文化的景観の保全意識の向上を図ります。

◆ 進行管理指標

進行管理指標	現状値 2021年度	目標値 2030年度
文化財めぐり実施回数、参加者数	2回、34人	増加

基本目標 4

循環型社会

循環型社会を形成し、今ある限りある資源を活かすまち



◆達成指標

達成指標	現状値 2021 年度	目標値 2030 年度
一人一日当たりの家庭系一般廃棄物※排出量	595g/人・日	595g/人・日
事業系一般廃棄物排出量	4,654t	3,000t

※ 家庭系一般廃棄物とは、家庭から排出される、可燃ごみ・不燃ごみ・資源物・粗大ごみの直接搬入分です。

柱4-1 ごみの減量化・リサイクルの推進



◆具体的施策

ごみ減量化・リサイクルの推進

- 生ごみ減量化施策として、家庭用生ごみ処理容器を購入した市民に補助金を交付します。
- 多量排出事業者を対象とした調査、減量化等計画書の提出等により、必要とされる事業者への徹底した指導を実施します。
- 資源物の混入が多い事業者に対しては、高座清掃施設組合の要請により、当該事業者に対して指導を行います。
- 家庭でできる食品ロス削減の取組についての情報を発信し、食品ロス削減を推進します。
- 食品の食べきりやてまえどり*を推進する飲食店や食品小売店等との連携や優遇措置等の検討、人が集まる施設・店舗におけるフードドライブ*の実施協力の呼びかけなどにより事業者と連携した食品ロス削減を図ります。
- プラスチックごみの排出を抑制するライフスタイルについて、子供向け講座やイベントなどの機会を通じて普及・啓発を継続します。
- 製品プラスチックごみの分別品目の拡大について検討します。
- ペットボトルの水平リサイクル*の継続実施について取り組みます。
- 生ごみ処理容器等で堆肥化された生ごみのリサイクルを推進します。
- 燃やすごみとして処理されていた紙ごみのリサイクルを推進します。

資源物の分別収集

- 資源物分別収集を実施し、地域環境の保全、ごみの減量及び資源の再利用に対する市民の意識を高めます。

効率的な塵芥収集の実施

- デジタルトランスフォーメーションを活用した収集作業により、収集業務の効率化を図り、それで得た余力を利用して、資源物の収集を強化します。

◆進行管理指標

進行管理指標	現状値 2021年度	目標値 2030年度
生ごみ処理容器補助実績台数（累計）	2,689台	3,600台
（家庭系）総排出量に占める資源物量の割合※	33%	40%
資源物の資源化量	10,979t	12,000t

※（家庭系）総排出量に占める資源物量の割合 = (資源物収集量 + 集団資源回収量 + 中間処理施設資源化量) ÷ 家庭系一般廃棄物の総排出量

柱4-2 ごみの適正処理と不法投棄の防止



◆具体的施策

ごみ適正処理推進及び不法投棄対策

- 可燃ごみを減量し、座間市、海老名市、綾瀬市3市のごみの適正な処理を行います。
- 広報、分別ガイドやカレンダーを配布することにより、より一層ごみの出し方、分別の仕方を徹底し、市民意識の向上を図ります。
- 一般廃棄物処理基本計画や災害廃棄物処理計画に基づき、ごみの適正処理を推進します。

◆進行管理指標

進行管理指標	現状値 2021年度	目標値 2030年度
クリーンセンター職員による出前講座実施回数	2019年度※ 41回	50回
不法投棄防止看板配布枚数	56枚	50枚

※ 令和2（2020）年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により例年より実施回数が減少したため、令和元（2019）年度実績値を現状値としています。

基本目標 5

生活環境

良好な生活環境の創造を進め、快適で安心して暮らせるまち



◆達成指標

達成指標	現状値 2021年度	目標値 2030年度
生活環境に関する苦情を解決した割合	98%	100%

柱5-1 大気・水質・土壌汚染防止対策



◆具体的施策

大気汚染物質への対策

- 工場に対して、排出ガス分析の協力を依頼し、大気環境の状況を把握します。また、大気環境中のアスベスト濃度を測定し、状況を把握します。
- 光化学スモッグなどによる被害の未然防止を図るため、発生の監視と注意報連絡体制の維持管理を行います。

河川水質の測定

- 市内を流れる河川の水質を定期的に測定し、水質環境の状況を把握します。

工場・事業所排水への対策

- 工場・事業所に対して、排水分析の協力を依頼し、水質汚濁の状況を把握します。

公共下水道水洗化の普及

- 水洗化普及活動、公共下水道の接続に要する費用の一部助成などを行い、公共下水道への接続を促進することで、公共用水域の水質保全、生活環境及び公衆衛生の改善を図ります。

地下水の水質測定

- 地下水質の測定を定期的に行い、経年変化などを把握します。
- 地下水調査により地下水の保全に努め、市民に対し安全な水を安定供給します。

土壌汚染への対策

- 県と連携し、対応できる体制を整備します。

悪臭への対策

- 悪臭苦情に対する現地調査と原因者へ指導を行います。

◆進行管理指標

進行管理指標	現状値 2021年度	目標値 2030年度
大気環境基準達成率 [※]	100%	100%
河川水質環境基準達成率（人の健康の保護に関する項目）	100%	100%
河川水質環境基準達成率（生活環境項目）	82.29%	100%
工場・事業所の排水基準の適合率	100%	100%
公共下水道（汚水）接続率	97.5%	100%
湧水・地下水の有害物質環境基準達成率	100%	100%

※ 対象は二酸化窒素、浮遊粒子状物質。

柱5-2 騒音・振動防止対策



◆具体的施策

騒音・振動の実態の把握

- 騒音・振動の実態を把握します。騒音については、環境基準に基づく統一的な評価を行い、騒音対策の必要性や効果を把握します。
- 長年の航空機騒音被害解消に向けた要請が実り、騒音被害は大きく減少しました。航空機騒音を継続して測定することにより騒音の実態を把握します。

◆進行管理指標

進行管理指標	現状値 2021年度	目標値 2030年度
一般環境騒音環境基準達成率	100%	100%

基本目標 6

環境教育・学習

ライフステージに応じた学びの機会があり、市・市民・事業者が協働して環境活動に取り組むまち



◆達成指標

達成指標	現状値 2021 年度	目標値 2030 年度
生涯学習宅配便（環境関連講座）実施回数	20 回	増加

柱 6 - 1 環境教育・学習の推進



◆具体的施策

環境保全意識の啓発

- 市・市民・事業者の協働により、市民・事業者の環境保全意識の向上を目的とした事業を実施します。
- 「レッツトライひまわり環境 ISO」の取組を推進し、小中学校の児童・生徒の環境保全意識を啓発します。
- 保育園・幼稚園・小学校を中心に、市民への資源物分別や環境美化等に関する啓発活動を実施し、楽しくわかりやすい活動を通じて環境保全意識の向上を図ります。

◆進行管理指標

進行管理指標	現状値 2021 年度	目標値 2030 年度
SDGs エコポスターコンクール応募者数	2022 年度※ 305 人	増加
「レッツトライひまわり環境 ISO」実施校数	17 校	17 校

※ 令和 4（2022）年度から実施している事業のため、令和 4（2022）年度実績値を現状値としています。

柱6-2 市・市民・事業者の連携強化



◆具体的施策

市民活動の支援・推進

- 市内で環境保全等に取り組む市民や市民団体の活動を支援し、取組の促進を図ります。

事業者活動の支援・推進

- 事業者に対する研修会、情報交換や連携体制づくりの場の提供等を検討し、事業者の取組の促進を図ります。

他自治体間連携の推進

- 県や周辺自治体、その他自治体との連携を推進し、広域的な課題の解決、地域循環共生圏の構築を目指します。

◆進行管理指標

進行管理指標	現状値 2021年度	目標値 2030年度
環境に関する事業者研修実施回数（累計）	—※1	8回
他自治体と連携した環境学習会参加回数（累計）	2022年度※2 1回	8回

※1 令和5（2023）年度以降実施予定のため、現状値はありません。

※2 令和4（2022）年度から実施している事業のため、令和4（2022）年度実績値を現状値としています。

柱6-3 環境情報の公開



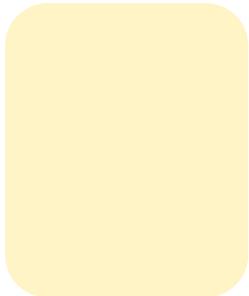
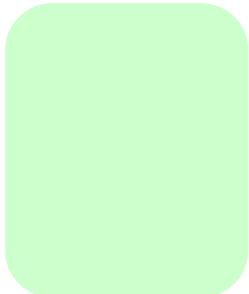
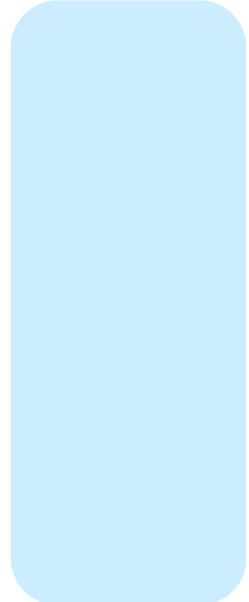
◆具体的施策

環境情報の提供

- 市のTwitter（ツイッター）やLINE（ライン）などのSNSを活用し、より効果的な情報発信を行います。

教育研究の推進

- 理科資料集や草花写真集などを作成し、環境教育の情報発信に努め、児童の興味関心を高めます。



上：谷戸山公園
下：座架依橋周辺

第5章

脱炭素化及び気候変動適応の推進

第5章 脱炭素化及び気候変動適応の推進

1

市域における脱炭素化施策

（座間市地球温暖化対策実行計画（区域施策編））

本項は、「第4章 施策の展開」の「柱1-1 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進」、「柱1-2 環境負荷の少ない交通の推進」及び「柱1-3 吸収源対策の推進」について具体的な施策を示しています。

（1）計画の位置づけ

座間市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「実行計画（区域施策編）」という。）は、温対法第21条第4項に基づく計画です。また、令和32（2050）年までのゼロカーボンシティの実現に向けて、第五次座間市総合計画の「施策10 地球温暖化対策の推進」の具体的施策を示し、市域全体における温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画です。

（2）計画期間及び基準年度、目標年度

計画期間は、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間とします。

ただし、計画の期間内においても、必要に応じて適宜見直すこととし、計画が今後の社会経済状況などの変化に適応できるように努めます。

基準年度及び目標年度は、国の地球温暖化対策計画と整合をとり、基準年度を平成25（2013）年度、目標年度を令和12（2030）年度とし、また、長期的な目標は令和32（2050）年とします。

（3）計画の対象範囲

実行計画（区域施策編）の対象とする範囲は、市域全体とします。

対象とする温室効果ガスは、国の地球温暖化対策計画で対象とされている二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7物質とします。ただし、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素は本市における排出量が極めて少ないため、排出量の把握対象に含めないこととします。なお、これら6物質の温室効果ガスについては、県の排出量の動向を注視し、必要に応じて対策を講じます。

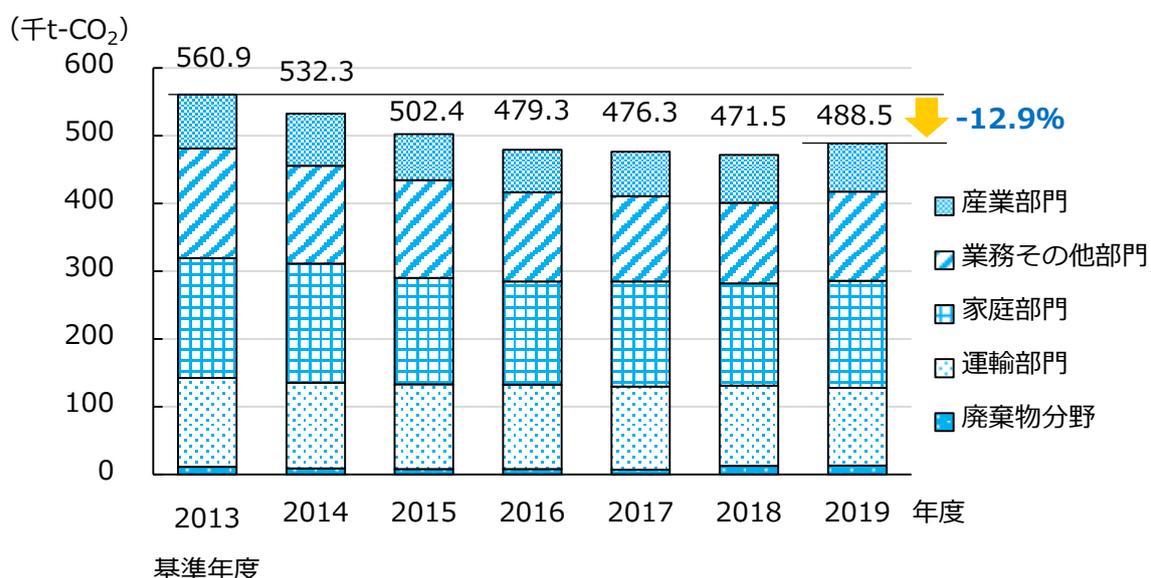
(4) 市域における温室効果ガス排出量の現状

令和元（2019）年度の二酸化炭素の排出量は488.5千t-CO₂となり、基準年度である平成25（2013）年度以降減少傾向でしたが、令和元（2019）年度は前年度より増加し、平成25（2013）年度比12.9%の削減となっています。

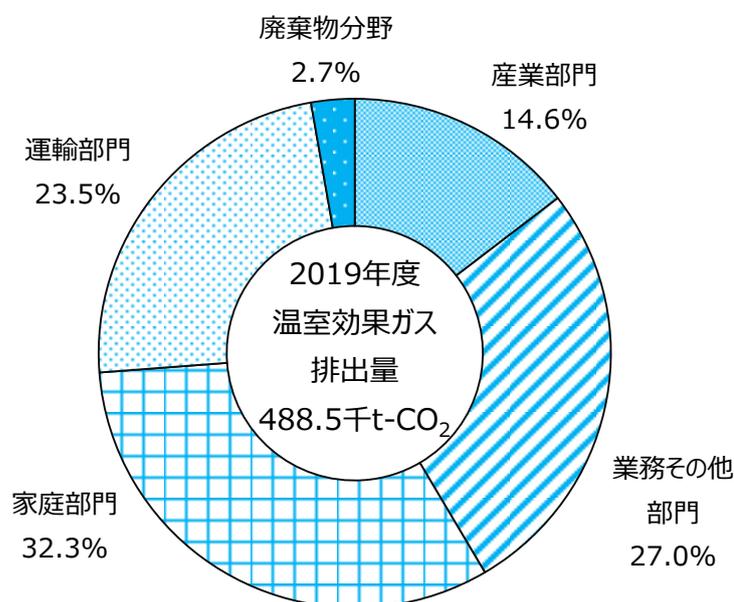
部門別にみると、家庭部門が最も多く、32.3%を占めています。次いで業務その他部門が27.0%、運輸部門が23.5%、産業部門が14.6%、廃棄物分野が2.7%となっています。

森林及び都市公園による吸収量は、平成25（2013）年度以降、ほぼ一定で推移しており、令和元（2019）年度は0.6千t-CO₂となっています。

■ 温室効果ガス排出量の推移



■ 部門別二酸化炭素排出量の内訳（2019年度）



■年度別温室効果ガス排出量

単位：千 t-CO₂

年度 部門		2013年度 基準年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
産業部門	農業	0.6	1.1	1.2	1.3	1.6	1.1	1.0
	建設業	7.3	6.9	6.7	5.5	5.8	5.2	4.6
	製造業	71.9	68.8	60.3	56.2	58.3	64.3	65.6
	小計	79.8	76.7	68.2	63.0	65.6	70.7	71.2
業務その他部門		161.7	144.2	144.3	131.4	125.6	118.9	131.7
家庭部門		177.1	176.3	156.9	152.3	155.1	150.8	157.7
運輸部門	自動車	121.9	117.5	116.8	117.4	115.7	111.1	107.7
	鉄道	9.1	8.5	8.3	7.4	7.2	7.3	7.0
	小計	131.0	126.0	125.1	124.8	122.9	118.3	114.6
廃棄物分野		11.3	9.2	8.0	7.9	6.9	12.8	13.4
合計		560.9	532.3	502.4	479.3	476.3	471.5	488.5
削減量 (基準年度比)		—	28.6	58.4	81.6	84.6	89.4	72.4
削減率 (基準年度比)		—	5.1%	10.4%	14.5%	15.1%	15.9%	12.9%
吸収量		0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6
合計 (吸収量を考慮)		560.2	531.7	501.8	478.6	475.6	470.8	487.9

※ 端数処理により合計値と一致しない場合があります。

(5) 市域における温室効果ガス排出量の削減目標

市域における温室効果ガス排出量の削減目標は、国の地球温暖化対策計画の目標を踏まえ、令和12(2030)年度における目標を平成25(2013)年度比46%以上削減とします。なお、次項以降に示す削減効果の推計では46.6%の排出量の削減が見込まれ、また、吸収量を考慮すると平成25(2013)年度比46.7%の削減が見込まれています。

また、令和32(2050)年における長期的な目標として、ゼロカーボンシティの実現を目指します。

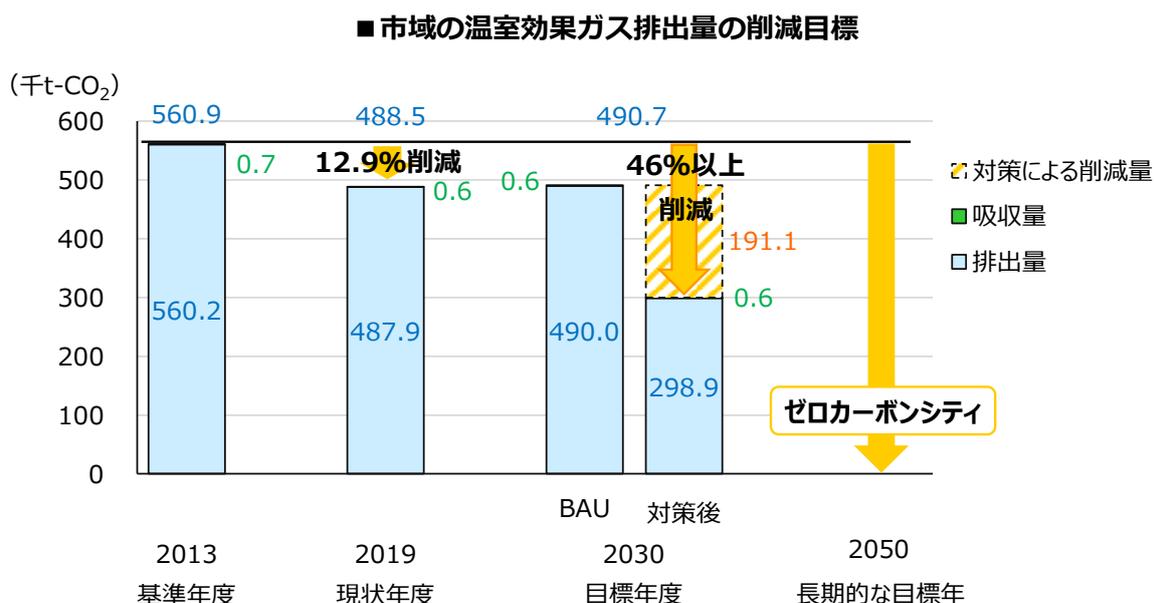
市域の温室効果ガス排出量の削減目標

◆目標

令和12(2030)年度までに
平成25(2013)年度比 **46%以上** 削減を目指します。

◆長期的な目標

令和32(2050)年までに
ゼロカーボンシティの実現 を目指します。



① 温室効果ガス排出量の将来推計

本市の将来的に見込まれる温室効果ガスの排出状況を考慮するために、現状の対策を継続し、今後、追加的な対策を見込まないまま推移した場合（現状^{すうせい}趨勢（BAU）ケース）の温室効果ガス排出量を推計しました。

令和12（2030）年度における現状^{すうせい}趨勢ケースの温室効果ガス排出量は490.7千t-CO₂となり、基準年度である平成25（2013）年度と比較して12.5%の削減が見込まれます。

■ 温室効果ガス排出量の将来推計結果（現状^{すうせい}趨勢（BAU）ケース）

単位：千t-CO₂

部門		年度	2013年度 基準年度 実績値	2019年度 現状年度 実績値	2030年度 目標年度 BAU推計値
産業部門	農業		0.6	1.0	1.0
	建設業		7.3	4.6	4.6
	製造業		71.9	65.6	69.7
	小計		79.8	71.2	75.3
業務その他部門			161.7	131.7	132.6
家庭部門			177.1	157.7	155.9
運輸部門	自動車		121.9	107.7	106.7
	鉄道		9.1	7.0	6.9
	小計		131.0	114.6	113.6
廃棄物分野			11.3	13.4	13.2
合計			560.9	488.5	490.7
削減量（基準年度比）			—	72.4	70.2
削減率（基準年度比）			—	12.9%	12.5%

※ 端数処理により合計値と一致しない場合があります。

②温室効果ガス排出量の対策による削減見込み

▶ 国等と連携して進める対策による削減見込量

国の地球温暖化対策計画では、地方公共団体や事業者などと連携して進める各種対策について削減見込量の推計を行っています。国の推計に基づいて算定した結果、本市における令和2（2020）年度以降の温室効果ガス排出量について68.1千t-CO₂の削減が見込まれます。

■ 国等と連携して進める対策による削減見込量

単位：千t-CO₂

部門	対策	削減見込量
産業部門	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	20.0
	業種間連携省エネルギーの取組推進	
	燃料転換の推進	
	FEMS*を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	
業務その他部門	建築物の省エネルギー化	9.0
	高効率な省エネルギー機器の普及	
	トップランナー制度*等による機器の省エネルギー性能向上	
	BEMS*の活用、省エネルギー診断等を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	
	脱炭素型ライフスタイルへの転換（クールビズの実施、ウォームビズの実施）	
	廃棄物処理における取組 （プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進、食品ロス対策）	
家庭部門	住宅の省エネ化	18.3
	高効率な省エネルギー機器の普及	
	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	
	HEMS*・スマートメーター*・スマートホームデバイス*の導入や省エネルギー情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	
	脱炭素型ライフスタイルへの転換 （クールビズの実施、ウォームビズの実施、家庭エコ診断）	
運輸部門	次世代自動車*の普及、燃費改善	20.8
	公共交通機関及び自転車の利用促進	
	脱炭素型ライフスタイルへの転換（エコドライブ*、カーシェアリング*）	
	鉄道会社による脱炭素化の推進	
合計		68.1

※ 端数処理により合計値と一致しない場合があります。

▶ 電気の二酸化炭素排出係数*の低減による削減見込量

電気の二酸化炭素排出係数は、温室効果ガス排出量に大きく影響を及ぼす項目のひとつです。国の「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」において、令和12（2030）年度の国全体の電気の二酸化炭素排出係数は0.25kg-CO₂/kWhとされており、本市で使用される電気の二酸化炭素排出係数も同様の0.25kg-CO₂/kWhに低減した場合、令和12（2030）年度において117.4千t-CO₂の削減が見込まれます。

■ 電気の二酸化炭素排出係数の低減による削減見込量

単位：千t-CO₂

部門	電力比率 ①	温室効果ガス排出量			削減見込量 ⑤=③-④
		現状趨勢 ケース ②	電力起源 ③=①×②	係数低減後 電力起源 ④	
産業部門	70.3%	75.3	53.1	29.0	24.0
業務その他部門	77.2%	132.6	102.3	56.0	46.4
家庭部門	66.5%	155.9	103.7	56.8	47.0
合計	—	363.8	259.2	141.8	117.4

※ 端数処理により合計値と一致しない場合があります。

▶ 市の施策による削減見込量

市が進める施策として、再生可能エネルギー導入の補助や普及啓発、廃棄物処理量の削減の推進による削減見込量を推計しました。再生可能エネルギー（太陽光）発電設備の導入によって2.4千t-CO₂、廃棄物処理量の削減によって3.2千t-CO₂の削減が見込まれます。

■ 市の施策による削減見込量

単位：千t-CO₂

部門	対策	削減見込量
産業部門	太陽光発電設備の導入	0.2
家庭部門	太陽光発電設備の導入	2.2
廃棄物分野	廃棄物処理量の削減	3.2
合計		5.6

※ 端数処理により合計値と一致しない場合があります。

▶ 温室効果ガス排出量の対策による削減見込量

国等と連携して進める対策、電気の二酸化炭素排出係数の低減、市の施策による温室効果ガス排出量の削減見込量は、合計191.1千t-CO₂、平成25（2013）年度比34.1%の削減となっています。

現状^{すうせい}趨勢（BAU）ケースにおける温室効果ガス排出量から対策による削減を見込むと、令和12（2030）年度における温室効果ガス排出量は299.6千t-CO₂となり、平成25（2013）年度比46.6%の削減となっています。また、吸収量を考慮すると、温室効果ガス排出量は298.9千t-CO₂となり、平成25（2013）年度比46.7%の削減となっています。

■ 温室効果ガス排出量の将来推計結果

単位：千t-CO₂

部門	年度	2013年度 基準年度	2019年度 現状年度	2030年度 目標年度			
		排出量 実績値 ①	排出量 実績値	排出量 BAU 推計値 ②	対策削減 見込量 ③	排出量 対策後 推計値 ④ = ② - ③	対策後 削減率 基準年度比 (① - ④)/①
産業部門		79.8	71.2	75.3	44.2	31.1	61.0%
業務その他部門		161.7	131.7	132.6	55.4	77.2	52.3%
家庭部門		177.1	157.7	155.9	67.5	88.4	50.1%
運輸部門		131.0	114.6	113.6	20.8	92.8	29.1%
廃棄物分野		11.3	13.4	13.2	3.2	10.0	11.2%
合計		560.9	488.5	490.7	191.1	299.6	46.6%
吸収量		0.7	0.6	0.6	—	0.6	—
合計 (吸収量を考慮)		560.2	487.9	490.0	—	298.9	46.7%

※ 端数処理により合計値と一致しない場合があります。

(6) 具体的施策

◆省エネルギー・再生可能エネルギーの推進

省エネルギー・再生可能エネルギーの導入促進

- 地球温暖化の防止や環境保全意識の高揚を図るため、住宅にスマートハウス関連設備を設置する市民に対し、購入費の一部を補助します。
- 地球温暖化対策に積極的に取り組む事業者に対する優遇措置制度等を検討します。
- 省エネルギー性能の高い建築物の建築やエネルギーマネジメントシステム等の導入に関する情報提供等を行い、省エネルギー建築を推進します。
- 市民や事業者に対し、省エネルギーの取組方法や省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入メリット、最新動向に関する情報提供を行います。
- 再生可能エネルギー利用拡大に向け、継続して情報収集・提供を行います。

低炭素電力利用の推進

- 家庭や事業所における低炭素電力への切替えを促進するため、低炭素電力のメリットや切替え方法等に関する情報提供、電力切替えに取り組みやすい仕組みづくりを検討します。

地球温暖化対策意識の啓発

- 市民・事業者の地球温暖化対策意識の向上を目的として、講座や講演会などを開催します。
- 効果的な地球温暖化対策を実施している市内事業者の取組事例を市民に広く共有できるような仕組みづくりに努めます。
- SDGs エコポスターコンクールの実施等により、小中学校の児童・生徒の環境保全意識を啓発します。

◆進行管理指標

進行管理指標	現状値	目標値
	2021年度	2030年度
スマートハウス関連設備設置補助件数	134件	140件
市民への太陽光発電設備設置補助件数（累計）	51件	400件
事業者への太陽光発電設備設置補助件数（累計）	—※1	70件
SDGs エコポスターコンクール応募者数（再掲）	2022年度※2 305人	増加

※1 令和5（2023）年度以降実施予定のため、現状値はありません。

※2 令和4（2022）年度から実施している事業のため、令和4（2022）年度実績値を現状値としています。

◆環境負荷の少ない交通の推進

電気自動車の普及促進

- 市内における電気自動車用充電設備設置を推進し、事業者と連携した電気自動車用充電設備の導入推進を検討します。

交通における環境負荷低減の推進

- 日常の自動車利用を公共交通や自転車、徒歩等へ転換することを促すため、公共交通や自転車の利用促進を図ります。
- 移動手段の一つとして、シェアサイクルの導入を検討します。
- 新設道路については道路構造令の基準に合わせた自転車道の整備を計画します。既存道路については幅員等を勘案し、設置できるか検討します。
- 公共交通機関の利便性向上に向け、市内コミュニティバスの利用状況等を把握し、必要に応じて運行ルートや時刻表等の見直しを行います。
- デジタルトランスフォーメーションを活用したごみの収集作業により、収集作業の無駄を省くことで車両の稼働を抑え、燃料消費の削減を図ります。

◆進行管理指標

進行管理指標	現状値	目標値
	2021年度	2030年度
コミュニティバス利用者数	136,542人	142,985人

◆吸収源対策の推進

吸収源の保全と活用

- 主要な吸収源である森林や都市公園をはじめ、市内の緑を適正に管理・整備し、健全な森林等の維持を図ります。
- 農地の保全及び活用を推進し、農地の多面的機能の向上を図ります。
- 環境教育・学習における活用やバイオマス利用など、森林や都市公園、農地等の総合的利活用を検討します。

市役所における脱炭素化施策

（座間市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））

本項は、「第4章 施策の展開」の「柱1－4 市役所における脱炭素化の推進」について具体的な施策を示しています。

（1）計画の位置づけ

座間市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「実行計画（事務事業編）」という。）は、温対法第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減に向けた措置に関する計画です。

（2）計画期間及び基準年度、目標年度

計画期間は、令和2（2020）年度から令和12（2030）年度までの11年間とします。

ただし、計画の期間内においても、必要に応じて適宜見直すこととし、計画が今後の社会経済状況などの変化に適応できるように努めます。

基準年度及び目標年度は、国の地球温暖化対策計画と整合をとり、基準年度を平成25（2013）年度、目標年度を令和12（2030）年度とします。

（3）計画の対象範囲

実行計画（事務事業編）の対象とする範囲は、市が直接実施する事務事業全般とします。ただし、他者等へ委託により行う事務事業は対象外としますが、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づくエネルギーの年度使用量報告対象は対象範囲とします。なお、実行計画（事務事業編）の対象施設は、ひまわり環境システムで「基本適用範囲一覧」として定める所属・施設のうち、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の対象施設として掲載している施設とします。

対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に基づき二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）、ハイドロフルオロカーボン類（ HFCs ）、パーフルオロカーボン類（ PFCs ）、六ふつ化硫黄（ SF_6 ）、三ふつ化窒素（ NF_3 ）の7物質とします。ただし、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素は市の事務事業に伴う排出量が極めて少ないと考えられることから、排出量の把握の対象外とします。

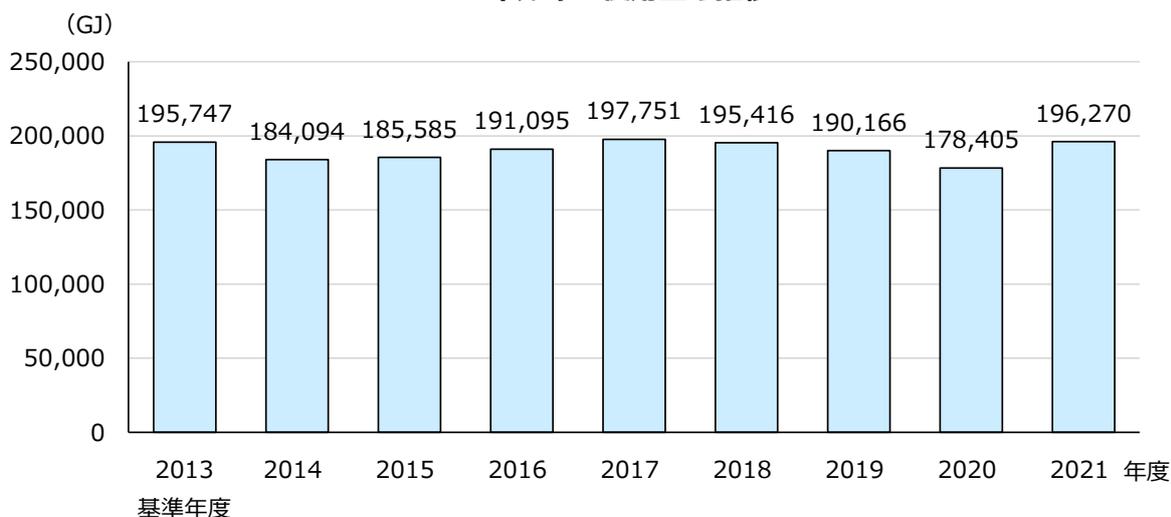
(4) 市の事務事業に係る温室効果ガス排出量の現状

① エネルギー使用量の現状

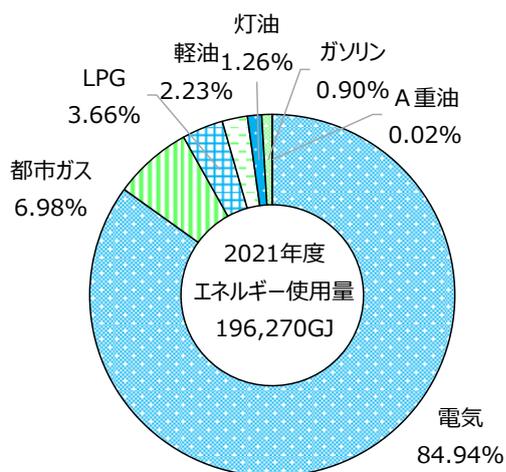
本市の事務事業におけるエネルギー使用量は、基準年度である平成25（2013）年度以降、横ばいで推移しており、令和3（2021）年度におけるエネルギー使用量は、196,270GJとなっています。

エネルギー種類別にみると、84.94%を電気が占めており、電気の使用量は、基準年度より667.9千kWh（4.07%）増加しています。

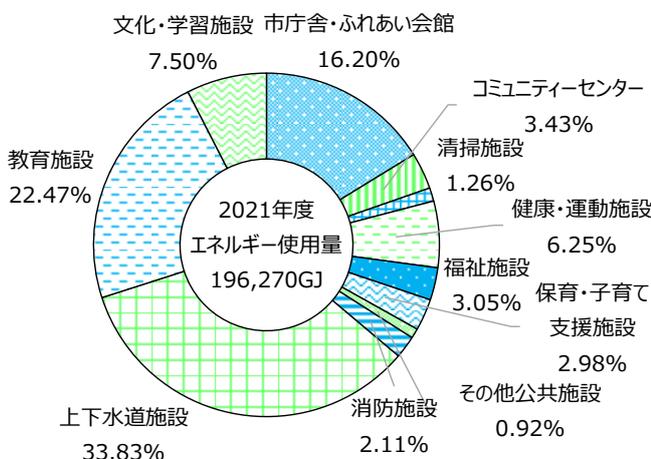
■ エネルギー使用量の推移



■ 種類別エネルギー使用量の内訳
(熱量換算、2021年度)



■ 施設別エネルギー使用量の内訳
(熱量換算、2021年度)



■年度別エネルギー使用量

エネルギー		年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
施設管理用	電気 (千 kWh)		16,413.5	15,806.3	16,024.5	16,523.9	17,055.7	16,940.9
	ガソリン (kl)		1.5	1.7	1.7	2.5	1.4	1.4
	灯油 (kl)		142.0	31.8	52.5	56.3	65.1	63.8
	軽油 (kl)		10.0	9.4	9.6	10.1	9.9	9.4
	A重油 (kl)		9.9	1.4	1.4	1.1	1.2	2.7
	LPG (千m ³)		78.8	76.1	73.6	72.5	72.5	67.4
	都市ガス (千m ³)		273.5	256.2	239.5	257.2	273.9	258.1
公用車用	ガソリン (kl)		67.1	64.9	63.3	63.1	70.8	68.6
	軽油 (kl)		104.0	109.9	118.5	114.5	118.9	121.5
	LPG (kl)		29.8	14.7	5.0	0.7	0.0	0.0
合計熱量 (GJ)			195,746.7	184,094.2	185,585.0	191,095.1	197,750.7	195,415.8

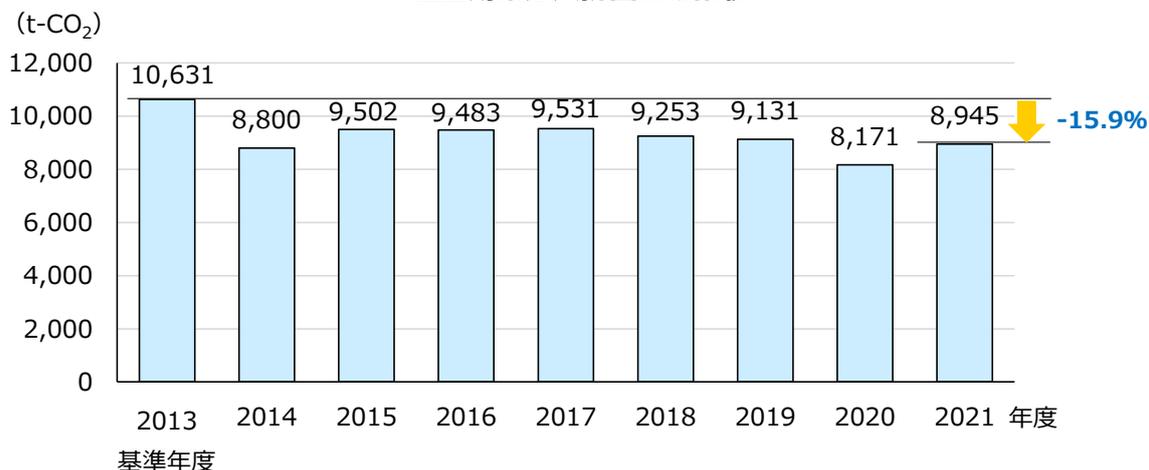
エネルギー		年度	2019年度	2020年度	2021年度		
		使用量	2013年度比				
			増減量	増減率			
施設管理用	電気 (千 kWh)		16,452.0	15,573.4	17,081.4	667.9	4.07%
	ガソリン (kl)		2.8	2.1	1.8	0.3	20.00%
	灯油 (kl)		58.1	14.9	67.2	-74.8	-52.68%
	軽油 (kl)		10.1	11.0	1.1	-8.9	-89.00%
	A重油 (kl)		1.4	0.3	1.0	-8.9	-89.90%
	LPG (千m ³)		63.9	56.3	64.9	-13.9	-17.64%
	都市ガス (千m ³)		263.0	184.1	306.0	32.5	11.88%
公用車用	ガソリン (kl)		67.4	58.6	49.2	-17.9	-26.68%
	軽油 (kl)		124.5	120.3	115.3	11.3	10.87%
	LPG (kl)		0.0	0.0	0.0	-29.8	-100.00%
合計熱量 (GJ)			190,166.4	178,404.7	196,269.8	523.2	0.27%

※ 端数処理により合計値等と一致しない場合があります。

②温室効果ガス排出量の現状

本市の事務事業に係る温室効果ガス排出量は、平成27（2015）年度以降、減少傾向でしたが、令和3（2021）年度は前年度より増加し、8,945 t-CO₂となっています。平成25（2013）年度より15.9%の削減となっています。

■ 温室効果ガス排出量の推移



(5) 市の事務事業に係る温室効果ガス排出量の削減目標

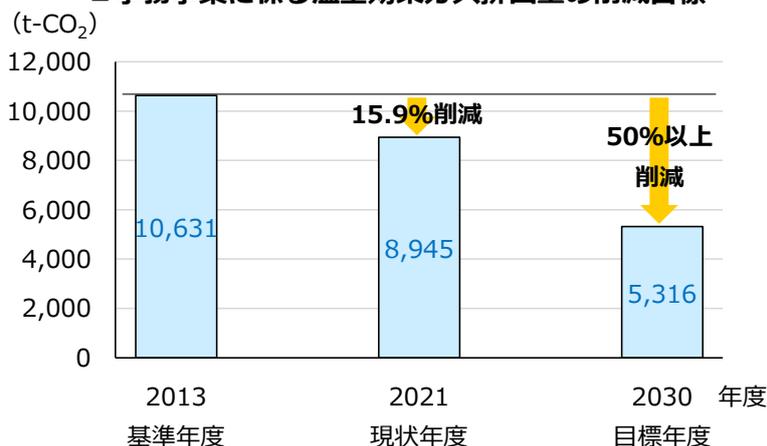
国の政府実行計画では、温室効果ガス排出量の削減目標として平成25（2013）年度比50%削減を掲げています。この目標を踏まえ、実行計画（事務事業編）の温室効果ガス排出量の削減目標を次のとおり設定します。

事務事業に係る温室効果ガス排出量の削減目標

令和12（2030）年度までに

平成25（2013）年度比 **50%以上** 削減を目指します。

■ 事務事業に係る温室効果ガス排出量の削減目標



(6) 具体的施策

◆市役所における脱炭素化の推進

公共施設における省エネルギーの推進

- 公共施設の環境への負荷を低減するため、本市独自の環境マネジメントシステムを運用し、率先して省エネルギー対策を推進します。
- 公共施設の更新や改修時に、Z E B *等の実現に向けた検討を行います。

公共施設への再生可能エネルギー設備の導入

- 環境教育や公共施設における再生可能エネルギー設備の導入推進の一環として、太陽光発電設備などの設置に努めます。

公共施設における低炭素電力調達の推進

- 公共施設において使用する電力は、二酸化炭素排出係数がより低い電力へ随時、切替えます。

公用車における電気自動車等の導入

- 公用車における電気自動車等の割合及び市役所公用車駐車場の電気自動車充電器設備を段階的に増やします。

ひまわり環境システムの運用

- 市独自の環境マネジメントシステムであるひまわり環境システムに基づき、各所属における取組状況の調査及び内部監査を実施し、その運用・管理により、温室効果ガス排出量の抑制に努めます。
- 環境主管課による職員への環境研修及び所属独自の環境研修実施により、職員一人ひとりの環境改善意識の向上を促し、環境改善活動を推進します。
- 目標達成に向けた具体的な取組は、エコオフィス活動運用手順書で示す活動を準用し、全ての職員が率先して環境配慮活動に取り組みます。

E S C O事業の実施

- 温室効果ガス排出量を効果的に削減するため、民間企業の活力を活用し、E S C O事業を実施します。

◆進行管理指標

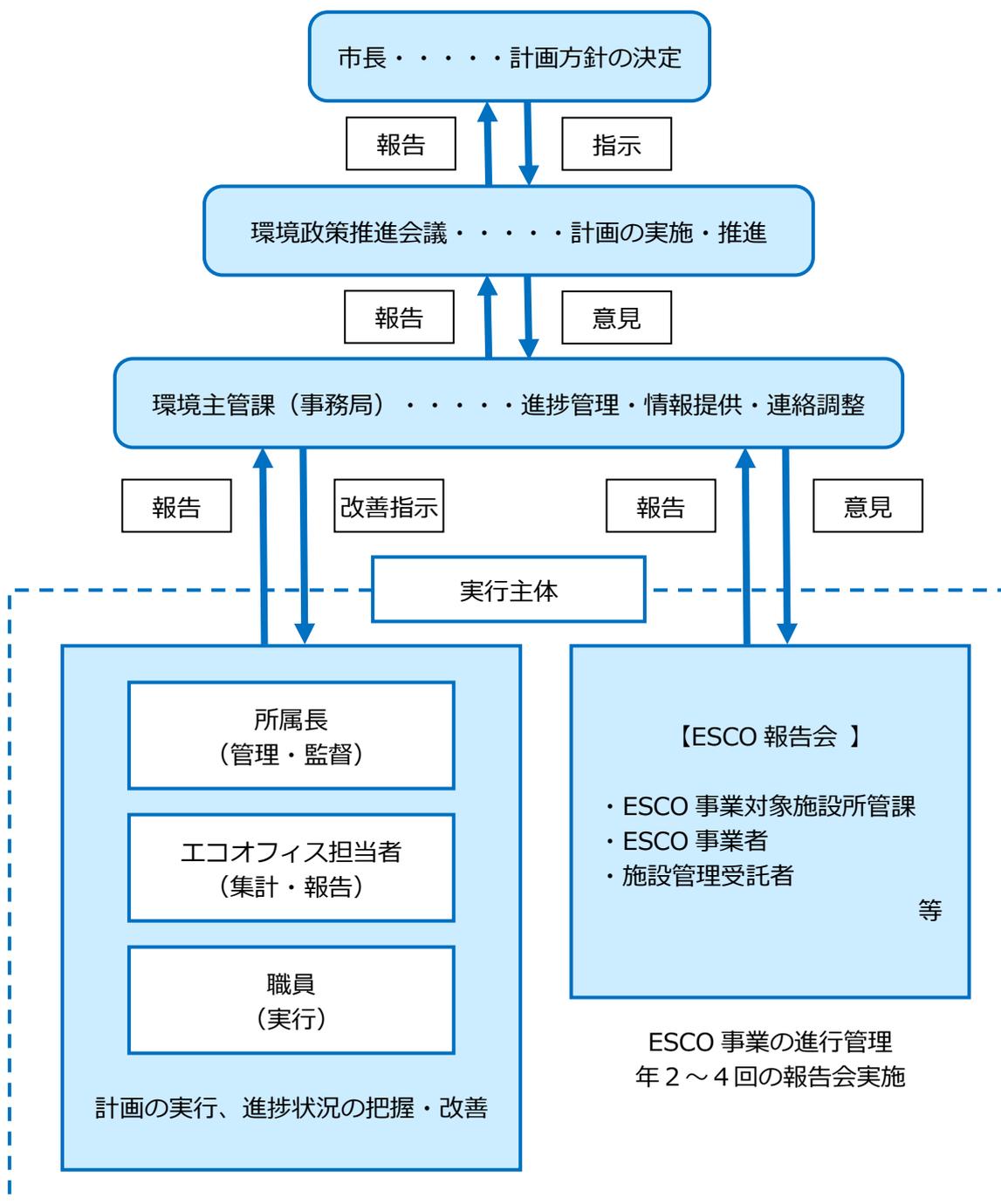
進行管理指標	現状値 2021年度	目標値 2030年度
市内公共施設における温室効果ガス排出量削減率	2013年度 (基準年度) 10,631t-CO ₂	基準年度比 50%以上削減
公共施設における再生可能エネルギー導入施設数	5施設	50施設
公用車における電気自動車導入台数	4台	90台

(7) 計画の推進

① 推進体制

次の組織体制による実行計画（事務事業編）の着実な推進と進行管理を行います。

■ 実行計画（事務事業編）の推進体制



②進行管理

実行計画（事務事業編）の進行管理は、P D C Aサイクルにより、組織的・継続的に取り組めます。

▶ 計画の実行

各実行主体は、実行計画（事務事業編）に基づき、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めます。

▶ 計画の点検・評価

各実行主体は、実行計画（事務事業編）の実施状況等を定期的に点検、評価するとともに、この結果を環境主管課に報告します。

環境主管課は、各実行主体から得た情報をもとに計画全体の実施状況と進捗状況を把握し、総合的な点検、評価を行い、環境政策推進会議を経て市長に報告します。

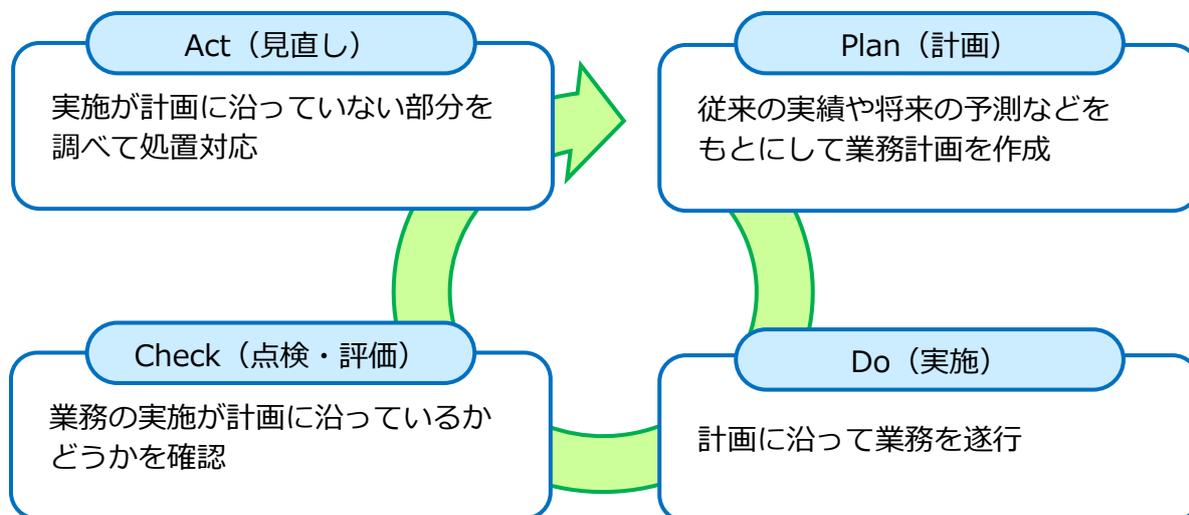
▶ 計画の見直し

社会的情勢に大幅な変化があったときなど、必要に応じて適宜、実行計画（事務事業編）を見直します。

▶ 計画の公表

温対法第21条第15項の規定に基づき、毎年1回、温室効果ガスの排出状況を公表します。

■ P D C Aサイクルによる実行計画（事務事業編）の進行管理



気候変動への適応施策 (座間市地域気候変動適応計画)

本項は、「第4章 施策の展開」の「柱1－5 気候変動適応策の推進」について具体的な施策を示しています。

(1) 計画の位置づけ

座間市地域気候変動適応計画（以下「適応計画」という。）は、「気候変動適応法」第12条に基づく計画であり、市域における自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するための計画です。

(2) 計画期間

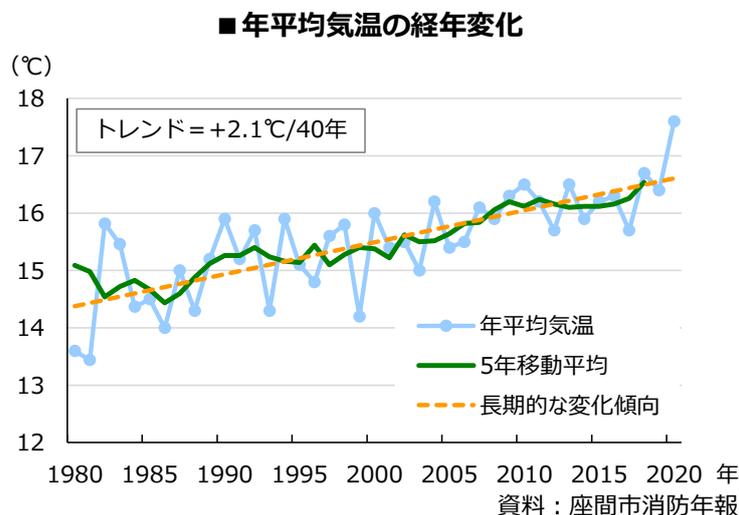
計画期間は、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間とします。

ただし、計画の期間内においても、必要に応じて適宜見直すこととし、計画が今後の社会経済状況などの変化に適応できるように努めます。

(3) 気候変動影響の現状と将来予測

① 気温の現状

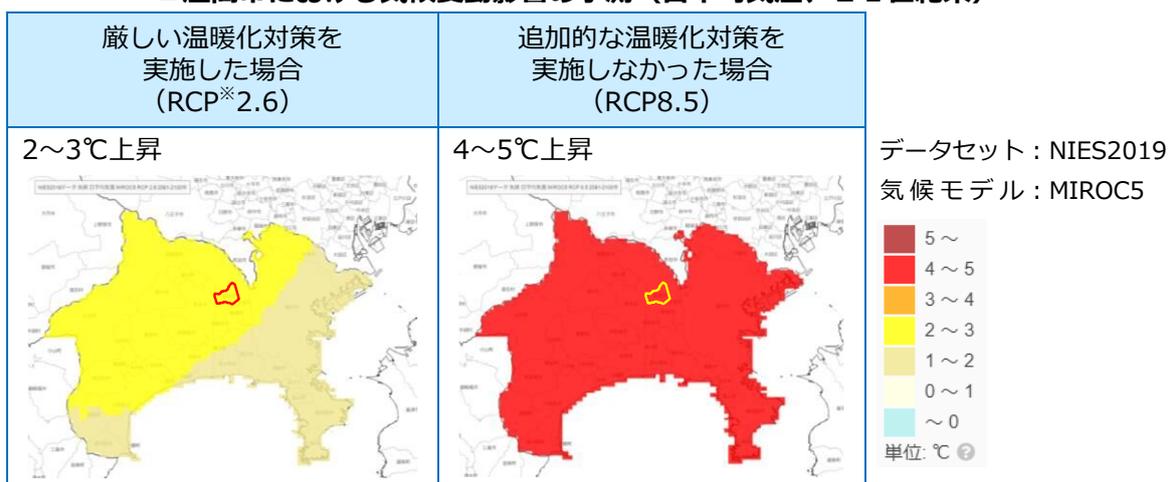
本市における年平均気温は、長期的にみると上昇傾向であり、40年あたり2.1℃上昇しています。



② 気温の将来予測

本市における21世紀末の日平均気温は、厳しい温暖化対策を実施した場合は現在より2～3℃上昇、追加的な温暖化対策を実施しなかった場合は現在より4～5℃上昇することが予測されています。

■ 座間市における気候変動影響の予測（日平均気温、21世紀末）



資料：気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト（環境省）
(<https://a-plat.nies.go.jp/webgis/kanagawa/index.html>)

※ RCPシナリオ（代表濃度経路シナリオ）：IPCCの第5次評価報告書では、地球温暖化対策の程度や社会経済動向により人類が二酸化炭素をどの程度排出するか複数のシナリオを想定し、厳しい温暖化対策を実施した場合（RCP2.6）、現状の温暖化対策のまま追加の対策を実施しなかった場合（RCP8.5）などの温室効果ガス濃度のシナリオについて影響を示しています。

③気候変動影響の評価

地球温暖化に伴う気候変動の影響は、自然環境あるいは社会生活等、幅広い分野にわたると考えられます。国の気候変動適応計画では、「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」の7つの分野について、既存文献や気候変動及びその影響予測結果を活用して、「重大性」、「緊急性」、「確信度」の観点から気候変動による影響を評価しています。本市における気候変動影響の評価として、国の評価がされている項目の中で本市に存在する項目を選定しました。

また、市独自の評価として、本市の地域特性や市民・事業者アンケート調査結果（令和3（2021）年11月実施）等を踏まえて気候変動の影響を評価しました。

■気候変動影響の評価①

分野	大項目	小項目	国の評価			市の評価
			重大性	緊急性	確信度	
農業	農業	水稲	○	○	○	○
		野菜等	◇	○	△	○
		果樹	○	○	○	△
		麦・大豆・飼料作物等	○	△	△	□
		畜産	○	○	△	－
		病害虫・雑草等	○	○	○	○
		農業生産基盤	○	○	○	○
		食糧需給	◇	△	○	－
水環境・水資源	水環境	河川	◇	△	□	△
	水資源	水供給（地表水）	○	○	○	○
		水供給（地下水）	○	△	△	
		水需要	◇	△	△	－
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	○	○	○	－
		里地・里山生態系	◇	○	□	△
		人工林	○	○	△	－
		野生鳥獣の影響	○	○	□	－
		物質収支	○	△	△	－
	淡水生態系	河川	○	△	□	△
	その他	生物季節	◇	○	○	○
		分布・個体群の移動（在来種）	○	○	○	○
分布・個体群の移動（外来種）		○	○	△		

※ 凡例は以下の通りです。

【重大性】○：特に大きい、◇：影響が認められる、－：現状では評価できない

【緊急性】○：高い、△：中程度、□：低い、－：現状では評価できない

【確信度】○：高い、△：中程度、□：低い、－：現状では評価できない

【市の評価】○：影響が大きい、△：影響が中程度、□：影響が認められる、－：現状では評価できない

■気候変動影響の評価②

分野	大項目	小項目	国の評価			市の評価	
			重大性	緊急性	確信度		
自然災害	河川	洪水	○	○	○	○	
		内水	○	○	○		
	山地	土石流・地すべり等	○	○	○	○	
	その他	強風等	○	○	△	○	
健康	暑熱	死亡リスク等	○	○	○	○	
		熱中症等	○	○	○		
	感染症	水系・食品媒介性感染症	◇	△	△	△	
		節足動物媒介感染症	○	○	△		
		その他の感染症	◇	□	□		
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響	◇	△	△	-	
		脆弱性が高い集団への影響 (高齢者・小児・基礎疾患患者等)	○	○	△	○	
その他の健康影響		◇	△	△	-		
産業・ 経済活動	製造業	製造業	◇	□	□	□	
		食品製造業	○	△	△		
	エネルギー	エネルギー需給	◇	□	△	□	
	商業	商業	◇	□	□	□	
		小売業	◇	△	△		
	金融・保険		○	△	△	□	
	観光業	レジャー	◇	△	○	□	
		自然資源を活用したレジャー等	○	△	○		
	建設業		○	○	□	□	
	医療		◇	△	□	□	
その他	その他の影響（海外影響等）	◇	□	△	□		
市民生活・ 都市生活	都市インフラ、 ライフライン等	水道、交通等	○	○	○	○	
	文化・歴史など を感じる暮らし	生物季節、伝統 行事・地場産業等	生物季節	◇	○	○	△
		地場産業	-	○	△	-	
	その他	暑熱による生活への影響等	○	○	○	○	

※ 凡例は以下の通りです。

【重大性】○：特に大きい、◇：影響が認められる、-：現状では評価できない

【緊急性】○：高い、△：中程度、□：低い、-：現状では評価できない

【確信度】○：高い、△：中程度、□：低い、-：現状では評価できない

【市の評価】○：影響が大きい、△：影響が中程度、□：影響が認められる、-：現状では評価できない

(4) 計画の目標

適応計画における目標は、次のとおりとします。

座間市地域気候変動適応計画の目標

気候変動による影響をできる限り回避・低減し、
市民が安全安心で快適に生活できるまち

を目指します。

(5) 具体的施策

気候変動の影響評価や本市の地域特性を踏まえ、7つの分野について、国や県等と連携しながら適応策に取り組みます。

◆農業分野

- 異常気象による農作物の不作に備え、農業共済*を周知します。
- 気候変動に適応した農業を行う上で必要な物品・設備費用に対する補助制度や農業協同組合と連携した情報・技術提供等を検討します。
- 農地の持続的な確保や農道などを中心に、地域に即した農業生産基盤整備を行います。
- 農業生産基盤の整備のため、農業後継者・新規就農者などの担い手の育成・確保を図ることで農地を保全します。

◆水環境・水資源分野

- 市内を流れる河川の水質を定期的に測定し、水質保全に努めます。
- 気候変動における影響について最新の科学的な知見等の情報把握に努め、適宜対策を検討していきます。
- 防災機能を持ち合わせた公園、及び水源涵養地として樹林地を保全するため、公園を整備します。
- 地下水の適正な揚水量の遵守を図るとともに、異常湧水等の緊急の場合においては、地下水採取事業者に必要な限りの地下水採取量の削減を要請します。
- 水源涵養のため、雨水浸透施設を設置する市民に対して経費の一部を助成するなど、雨水浸透施設等の設置を進めます。
- 原水・上水の水質を把握し、安全な水道を供給するため、水質検査計画を作成し、検査を実施するとともに、水質検査結果を公表します。
- 地下水の状況を把握するため、地下水にかかわるデータの収集、水収支の解析や地下水位の常時観測を行います。

◆自然生態系分野

- 生態系保全のため、生態系への影響について情報収集を行い、自然環境保全や生物多様性への理解や認識を深める機会を設けます。
- 気候変動による生態系への影響について情報収集を行います。
- ナラ枯れ被害の早期発見に努め、被害木の確実な処理及び拡大防止に取り組みます。
- 気候変動による植物群落等への影響について調査及び情報収集を実施します。
- 在来生態系への影響を軽減するため、市のホームページ等で特定外来生物の注意喚起情報を提供します。

◆自然災害分野

- 浸水等の災害リスクを低減させるため、雨水の事業区域内処理を進めます。
- 雨水の貯水効果やがけ崩れ等の防止効果や一時的な避難に活用するため、農地の保全に努めます。
- 地域の防災力向上のため、地域防災組織の強化及び防災備蓄品を充実させます。
- 避難行動要支援者への支援体制づくりに努めます。
- 防災ハザードマップを全戸配布及び市ホームページ等を通じて、市民への周知徹底を図ります。
- 災害発生時の被害軽減のため、防災知識の普及に努めます。
- 緊急情報メールなど、災害時の情報を発信します。
- 大規模災害を想定した防災訓練等を実施する他、隣接市町が実施する防災訓練に積極的に参加協力するなど、応援協力体制を確立します。
- 災害時協定等を締結している事業者と連携し、防災訓練を実施します。

◆健康分野

- 熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される際に気象庁と環境省から発令される熱中症警戒アラートを市からも市民へ呼びかけます。
- 熱中症被害を防止するため、予防法と対処法についての情報提供や啓発を行います。
- 暑熱順化トレーニングによる消防隊員自体の熱中症対策を行います。
- 大気環境の汚染物質の測定を継続するとともに、光化学スモッグ発生時には注意報発令するなど、被害の未然防止に努めます。

◆産業・経済活動分野

- 気温上昇や異常気象等による事業活動への影響について情報収集を行い、事業者に対して情報提供を行います。
- 気温上昇による観光快適度の変化等について情報収集を行うとともに、関係団体と共同で対策を協議する。

◆市民生活・都市生活分野

- 災害時における上下水道の応急復旧体制の強化を進めます。
- 災害廃棄物に関する情報の提供・助言及び指導を行い、関係者と協力して効率的に処理を行います。
- 緊急輸送路の整備・改良により、災害時の物資輸送ルートなどの機能確保に努めます。
- 渇水対策に関し、座間市地下水保全基本計画に基づく揚水の実施に努めるとともに、座間市の地下水を保全する条例第22条に基づく取水制限等が生じたときは、地下水採取事業者と協議し、地下水採取の削減の協力を求めます。
- エネルギーの供給源の多様化などの視点から、地域における再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進します。
- 公共施設へグリーンカーテンを設置し、直射日光による室内温度上昇やヒートアイランド現象を緩和します。
- ヒートアイランド現象緩和のため、河川や斜面緑地、道路の街路樹、緑道等の緑のつながりや広がりを確保します。
- 「COOL CHOICE」賛同宣言をし、普及啓発を実施しています。

◆進行管理指標

進行管理指標	現状値	目標値
	2021年度	2030年度
災害協定締結事業者・団体数	74団体	増加
熱中症搬送者数	41名	減少

第6章

計画の推進体制と進行管理

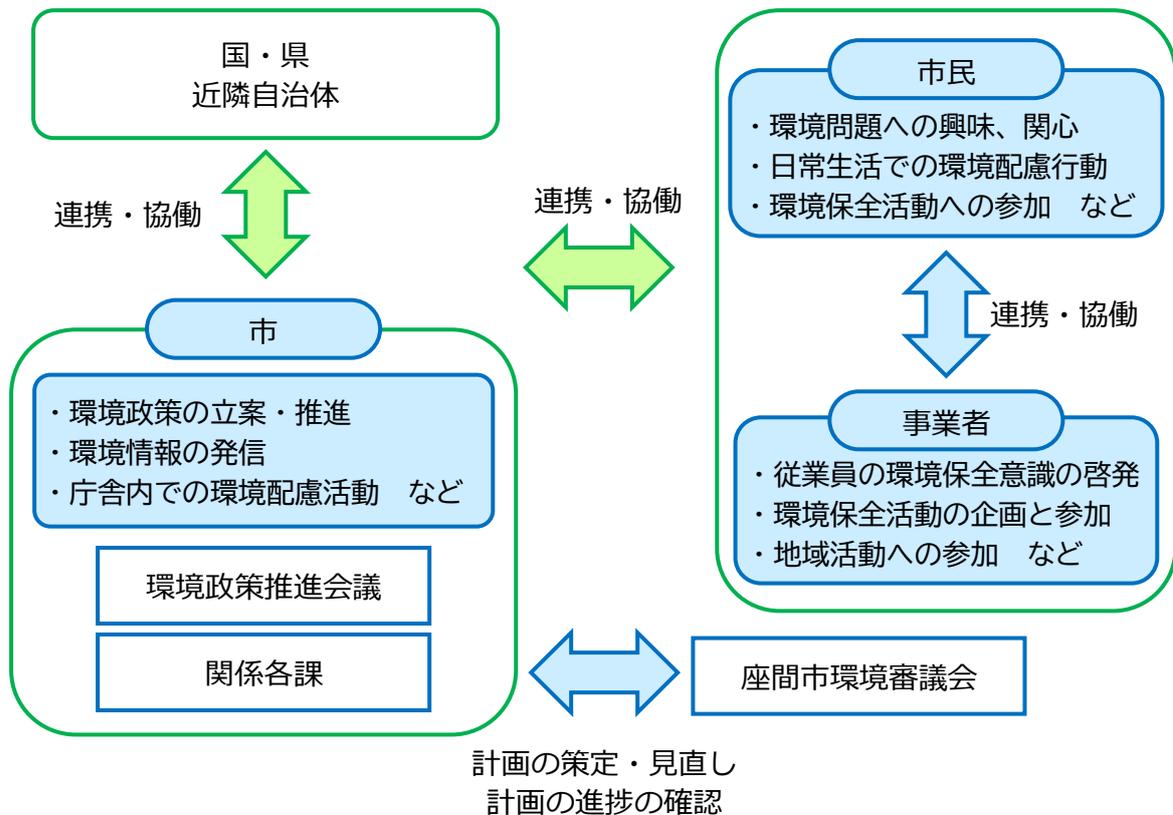
第6章 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

環境問題には、身近な問題から地球規模の問題まであり、それらの解決のためには、地域における取組を推進し、積み重ねることが必要不可欠です。本計画を着実に推進するために、市・市民・事業者が、将来の本市の環境の保全及び創造に対しての役割を認識し、それぞれが、または連携・協働して、施策、事業や環境負荷の少ない活動を実施することで、全市的に計画を推進します。広域的な課題に対しては、国、県、近隣自治体との連携を図りながら、環境保全の体制を強化します。

また、市は、総合的かつ計画的な環境行政を推進するために、庁内組織である「座間市環境政策推進会議」において、関連事業の調整など、全庁的な合意形成を図るとともに、市民、学識経験者、関係行政機関、環境関連団体の代表から構成される「座間市環境審議会」において、計画の策定・見直し、進捗の確認を行いながら、計画を推進します。

■ 計画の推進体制と各主体の役割



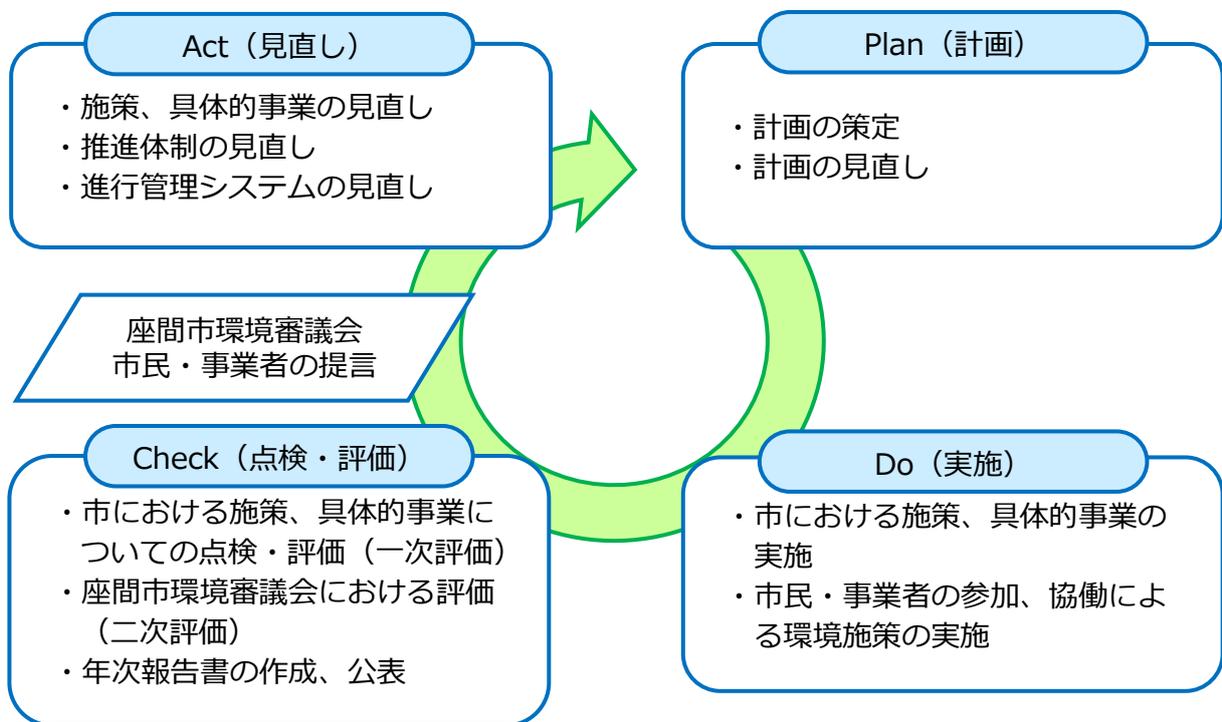
2

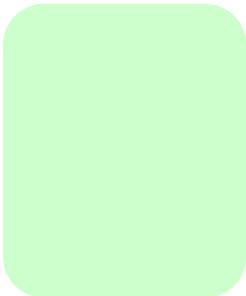
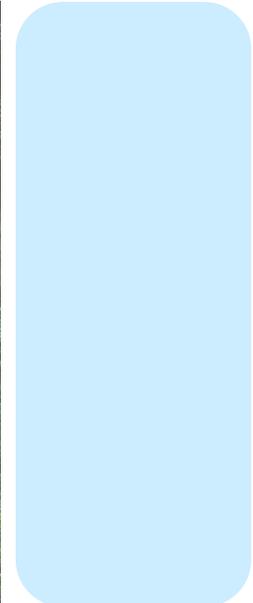
進行管理

本計画は、各基本目標に設定した「達成指標」と各計画の柱に設定した「進行管理指標」の点検・評価により進行管理をします。指標の点検・評価は、環境政策推進会議事務局を中心に行い、「座間市環境審議会」に報告するとともに、年次報告書などで公表します。

また、「Plan（計画）」、「Do（実施）」、「Check（点検・評価）」、「Act（見直し）」というPDCAサイクルにより、本計画に掲げた市の取組についての点検・評価、見直し、その結果をさらにその次の取組へと発展的につなげていきます。

■ PDCAサイクルによる計画の進行管理





上：谷戸山公園
下：芹沢公園

資料編

1	用語集	7 8
2	市域の温室効果ガス排出量及び吸収量の現況推計・将来推計の算定手法	8 4
3	生活環境に係る環境基準	8 6
4	座間市環境基本条例	9 0
5	第2次座間市環境基本計画（案）について 諮問・答申	9 4
6	策定経過	9 7
7	座間市環境審議会開催経過	9 8
8	座間市環境審議会委員名簿	9 9

1 用語集

あ行

アダプト制度

アダプト (adopt) とは、英語で「養子縁組をする」という意味で、市民や民間事業者が、道路や公園、河川、緑地といった特定の公共施設の里親になり、定期的に美化活動等を行う制度のこと。

エコドライブ

ゆるやかな発進や一定速度での走行等、車の燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らすための、環境に配慮した運転方法のこと。

温室効果ガス

地表から放射された赤外線の一部を吸収することで地球の温度を高く保つ、温室効果をもつガスのこと。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素やメタンなどの7物質が定められている。産業革命以降、化石燃料の使用が増え、その結果、二酸化炭素の濃度が増加したことにより、地球温暖化の原因となっている。

か行

カーシェアリング

登録を行った会員間で車を共有して使用するサービスのこと。自動車保有台数の減少や燃費の良い自動車をシェアすることにより、環境負荷の低減につながる事が期待される。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と植物等による吸収量が同量であり、実質的に温室効果ガス排出量がゼロになっていること。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさなどの数値を定めたもの。環境基準は、国や地方公共団体が公害対策を進めていくうえで行政上の目標として定めたもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料や農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを環境管理または環境マネジメントといい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(Environmental Management System) という。

気候変動

数十年かそれ以上の期間にわたって気候の状態が変化すること。気候変動は、自然起源や人為起源により引き起こされると考えられており、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）は、気候変動を「地球大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるもの」としている。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

昭和63（1988）年に、国連環境計画と世界気象機関により設立された組織のこと。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的としている。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。平成13（2001）年に国等によるグリーン調達促進を定める「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が制定された。

景観重要公共施設

座間市景観計画に基づき指定する、地域の骨格となる道路や景観形成の核となる都市公園などのこと。

景観植栽

景観に配慮した植物（市の花であるひまわり等）の栽培による遊休農地対策のこと。

公園・広場・緑地

座間市緑の基本計画に基づき、市が管理している公園・広場・緑地のこと。なお、自主管理公園は含まれない。

光化学オキシダント（Ox）

大気中の窒素酸化物や揮発性有機化合物が、太陽の紫外線によって生成した物質のうち、二酸化窒素を除く酸化性物質の総称。工場の煙や自動車の排気ガスなどに含まれている窒素酸化物（NOx）や炭化水素（HC）が、太陽からの紫外線を受けて光化学反応を起こして生成される。

光化学スモッグ

風が弱く気温が高いなどの気象条件下において、光化学オキシダントが大気中に滞留し、白くもやがかかったようになる現象のこと。光化学オキシダントにより眼やのどの刺激を受けたり、植物の葉が枯れるなどの被害が発生しやすい。

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）

国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）の実施、気候変動への対処を目的として、年1回開催される締約国会議（COP）のこと。COP21は平成27（2015）年にフランス・パリにおいて開かれ、新たな法的枠組みとなる「パリ協定」を含むCOP決定が採択された。

国連サミット

平成27（2015）年にニューヨーク国連本部において開催された国連持続可能な開発サミットのこと。161の加盟国首脳に参加のもと、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。

さ行

再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、中小水力、地熱、バイオマス等、資源が枯渇せず永続的に利用でき、発電時や熱の利用時に地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しないエネルギーのこと。

サーキュラーエコノミー

循環経済のことで、3R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化））の取組による資源循環に加え、資源の投入・消費を抑えつつ、効率的・循環的に資源を利用し、付加価値を生み出すことを図る経済活動のこと。「大量生産・大量消費・大量廃棄」の線形経済から移行することで、事業活動の持続可能性を高め、中長期的な競争力を培うことが期待されている。

次世代自動車

電気自動車・燃料電池自動車・ハイブリッド車・プラグインハイブリッド車・天然ガス自動車・クリーンディーゼル車を指す。環境を考慮し、地球温暖化の防止を目的としているため、二酸化炭素の排出を抑えた

設計になっている。

水平リサイクル

リサイクル前の製品と同じものを再び作るリサイクル方法のこと。一方、廃棄物を焼却して行う熱回収や、品質の劣化等に伴い、異なる用途の製品を作る方法をオープンリサイクルという。

スマートハウス

家庭内のエネルギー機器、自動車、家電機器、住設機器を通信機能で相互に連携させることで、より効率的なエネルギー利用と機器連携を通じた新たな価値を提供することのできる住宅のこと。

スマートホームデバイス

家庭内の生活家電製品や情報家電製品などをネットワークで一括管理するスマートホームのシステムを構成するための機器や装置のこと。具体的には、音声やスマートフォン等により遠隔操作ができる照明やロボット掃除機、温度、湿度、照度等を計測する環境センサー、人感センサー、機器の電源のON/OFFや電力量を計測する省エネ用デバイスなどがある。

スマートメーター

通信機能を持った電気メーターのこと。従来型のアナログメーターでは月間の電気使用量のみ取得していたが、スマートメーターでは30分毎の電気使用量が取得できる。電気の使用形態を把握することが可能となり電気料金の抑制や節電に役立つ。

生物多様性

ある地域の生物の多様さとその生育環境の多様さのこと。同じ環境のもとでは、多様な生物が生息するほど生態系は健全であり、希少な種を保護するだけでなく、多様な生物が生息する環境そのものを保全することが重要とされる。

た行

地球温暖化

近年の人為的な温室効果ガスの増加に伴って、地球の平均気温が上昇している状態。気温・水温の上昇によって、海面の上昇をはじめ洪水や干ばつなどの気象への影響、生態系の変化が危惧されている。

低炭素電力

電力の発電に係る温室効果ガスの排出量が少なく、電気の二酸化炭素排出係数が低い電力のこと。

てまえどり

食品を購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動のこと。食品ロス削減の取組のひとつ。

電気の二酸化炭素排出係数

電気の供給に係る二酸化炭素の排出量を表す数値のこと。この係数のうち、基礎排出係数は電気の供給 1 kWhあたりの二酸化炭素排出量を示し、調整後排出係数は電気事業者が調達した非化石証書等の環境価値により二酸化炭素排出量を調整した後の値を示す。

都市公園

都市公園法で規定されている公園や緑地のこと。

トップランナー制度

省エネ法で指定する特定機器の省エネルギー基準を、基準の設定時に商品化されている製品のうち「省エネ性能が最も優れている機器（トップランナー）」の性能以上に設定する制度のこと。

トラスト制度

県内の身近なみどりを保全するための取組「かながわのナショナル・トラスト運動」等を通して、緑地の保全を図る現行の法制度を補完する制度のこと。

な行

農業共済

農業保険法に基づき、農業者の経営安定を図るため、自然災害等による収穫量減少等の農業者の損失を保険の仕組みにより補てんする制度のこと。農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払う。

は行

ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べ高くなる現象の

こと。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において等温線が都市部を中心に縞状に市街地を取り巻く状態となることからヒートアイランド（熱の島）といわれる。

フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク団体などに寄付する活動のこと。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粉塵のうち粒径が10 μm以下の微細な粒子の総称。

ま行

マイクロプラスチック

環境中に存在する微細なプラスチック粒子のこと。一般に5 mm以下の微細なプラスチック類をいう。

わ行

ワンウェイプラ

一度だけ使用され廃棄される、使い捨てプラスチックのこと。スーパーやコンビニ等で提供されるストロー、フォークや宿泊施設に置かれる歯ブラシ、ヘアブラシなどがある。

英数字

^{ベ ム ス} BEMS

「Building and Energy Management System（ビルディング・アンド・エネルギー・マネジメント・システム）」の略称。ビ

ル内で使用する電力の使用量等を計測して「見える化」を図るとともに、空調や照明設備等を制御するエネルギー管理システムのこと。同じエネルギー管理システムと呼ばれるものとして、家庭向けのHEMS、工場向けのFEMSが挙げられる。

DX（デジタルトランスフォーメーション）

「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という仮説のこと。経済産業省が発表している「DX推進ガイドライン」では、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義している。

^{エ ス コ} ESCO事業

「Energy Service Company（エネルギー・サービス・カンパニー）」事業の略称。ビルや工場の省エネルギー改善に必要な「技術」「設備」「人材」「資金」などを包括的に提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、その効果を保証する事業のこと。

^{フ ェ ム ス} FEMS

「Factory Energy Management System（ファクトリー・エネルギー・マネジメント・システム）」の略称。BEMSと同様に、工場全体のエネルギー及び設備を管理するシステムのこと。ピーク電力の調整や状況

に応じた空調、照明機器、生産ラインなどの運転制御ができる。

^{ヘ ム ス} **H E M S**

「Home Energy Management System (ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)」の略称。B E M Sと同様に、家庭で使うエネルギー及び家電機器を管理するシステムのこと。電気やガスなどの使用量の「見える化」や家電の自動制御をすることができる。

N b S (自然を活用した解決策)

「Nature-based Solutions (ネイチャー・ベースド・ソリューションズ)」の略称。国際自然保護連合 (I U C N) が平成 2 1 (2 0 0 9) 年に提唱した概念であり、平成 2 8 (2 0 1 6) 年に「社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、あるいは人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のための行動」と定義された。自然を基盤とした、社会課題の解決を目的としている。

^{ゼ ブ} **Z E B**

「Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」の略称であり、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

3 R + Renewable

国の「プラスチック資源循環戦略」における基本原則であり、ワンウェイの容器包装・製品を始め、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らすこと、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源に適切に切替えること、できる限り長期間、プラスチック製品を使用すること、使用後は、効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用を図ること、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないことを目指すことなどがある。

2 市域の温室効果ガス排出量及び吸収量の現況推計・将来推計の算定手法

(1) 温室効果ガス排出量の現況推計の算定手法

本市の温室効果ガス排出量は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和4年3月環境省 大臣官房 環境計画課）」に基づき、次のとおり推計しました。

■ 温室効果ガス排出量の算定手法

部門		算定手法	データ出典	
産業部門	製造業	製造業炭素排出量（神奈川県） ×製造品出荷額等比（座間市/神奈川県）×44/12※	・都道府県別エネルギー消費統計 ・工業統計	
	建設業	建設業・鉱業炭素排出量（神奈川県） ×従業者数比（座間市/神奈川県）×44/12	・都道府県別エネルギー消費統計 ・経済センサス	
	農業	農林水産業炭素排出量（神奈川県） ×従業者数比（座間市/神奈川県）×44/12	・都道府県別エネルギー消費統計 ・経済センサス	
業務その他部門		業務その他部門炭素排出量（神奈川県） ×業務系延床面積比（座間市/神奈川県）×44/12	・都道府県別エネルギー消費統計 ・固定資産の価格等の概要調書	
家庭部門		家庭部門炭素排出量（神奈川県） ×世帯数比（座間市/神奈川県）×44/12	・都道府県別エネルギー消費統計 ・住民基本台帳	
運輸部門	自動車	旅客	運輸部門（旅客）炭素排出量（全国） ×自動車車種別保有台数比（座間市/全国）×44/12	・総合エネルギー統計 ・車種別（詳細）保有台数表 ・座間市統計要覧
		貨物	運輸部門（貨物）炭素排出量（全国） ×自動車車種別保有台数比（座間市/全国）×44/12	・総合エネルギー統計 ・車種別（詳細）保有台数表 ・座間市統計要覧
	鉄道	運輸部門（鉄道）炭素排出量（全国） ×営業キロ数比（座間市/全国）×44/12	・鉄道統計年報 ・小田急電鉄ホームページ ・相鉄グループホームページ ・JR 東日本ホームページ	
廃棄物分野		プラスチック：一般廃棄物焼却処理量×（1-水分率） ×プラスチック組成割合×排出係数 合成繊維：一般廃棄物焼却処理量×（1-水分率） ×繊維くず割合×合成繊維割合×排出係数	・座間市所有データ ・一般廃棄物処理実態調査結果 ・地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）	

※ 44 は二酸化炭素の分子量、12 は炭素の原子量。

(2) 温室効果ガス排出量の将来推計の算定手法

令和12(2030)年度における現状趨勢(BAU)ケースの温室効果ガス排出量は、次のとおり推計しました。

$$\begin{aligned} \text{現状趨勢ケース排出量} &= \text{直近年度の温室効果ガス排出量} \times \text{活動量の変化率} \\ \text{活動量の変化率} &= \frac{\text{対象年度における活動量の推計値}}{\text{直近年度における活動量}} \end{aligned}$$

■ 現状趨勢(BAU)ケースの推計における基本事項

部門		活動量	推計手法
産業部門	製造業	製造品出荷額等	過去の実績値の回帰分析により推計
	建設業	就業者数	過去の実績値が横ばいで推移しているため、直近年度の値で推移するものとして推計
	農業	就業者数	過去の実績値が横ばいで推移しているため、直近年度の値で推移するものとして推計
業務その他部門		床面積	過去の実績値の回帰分析により推計
家庭部門		人口	市独自推計
運輸部門	自動車	旅客	人口
		貨物	貨物車保有台数
	鉄道	人口	市独自推計
廃棄物分野		人口	市独自推計

(3) 温室効果ガス吸収量の算定手法

本市の温室効果ガス吸収量は、次のとおり推計しました。令和12(2030)年度における吸収量は、森林面積及び都市公園面積が直近年度から維持されると仮定し、推計しました。

■ 温室効果ガス吸収量の算定手法

吸収源	算定手法	データ出典
森林	森林吸収量(全国)×森林面積比(座間市/全国)	・農林業センサス ・座間市所有データ
都市公園	都市公園面積×単位面積当たりの年間生体バイオマス成長量(吸収係数)	・座間市所有データ ・地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)

3 生活環境に係る環境基準

ここでは、本計画の施策等に係る環境基準を掲載しています。

(1) 大気汚染に係る環境基準

①大気汚染に係る環境基準【抜粋】（昭 48.5.8 環告 25、最終改定平 8.10.25 環告 73）

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。

②有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準【抜粋】

（平 9.2.4 環告 4、最終改定平 30.11.19 環告 100）

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

③微小粒子物質に係る環境基準【抜粋】（平 21.9.9 環告 33、最終改定平 21.9.9 環告 33）

物質	環境上の条件
微小粒子物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

(2) 水質汚濁に係る環境基準（昭 46.12.28 環告 59、最終改定令 3.10.7 環告 62）

①人の健康の保護に関する環境基準【抜粋】

項目	基準	項目	基準
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

②生活環境の保全に関する環境基準【抜粋】

■河川

項目 類型	利用目的の 適応性	基準				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/ 100m 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L 以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/l 以上とする。

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

参考

座間市を流れる河川の水域類型は次のとおりである。なお、相模川については神奈川県において水質調査を実施する。

- A A 類型：座間市では該当なし
- A 類型：相模川、鳩川
- B 類型：目久尻川
- C 類型：座間市では該当なし
- D 類型：座間市では該当なし
- E 類型：座間市では該当なし

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準【抜粋】

(平 9.3.13 環告 10、最終改定令 2.5.28 環告 35)

項目	基準	項目	基準
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

(4) 騒音に係る環境基準【抜粋】 (平 10.9.30 環告 64、最終改定平 24.3.30 環告 54)

■ 一般地域

地域の類型	基準	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

参考

- 環境基本法では、騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめる地域を知事が指定することとなっており、指定の状況は次のとおりである。
 - AA：座間市では該当なし
 - A：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
 - B：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域
 - C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
- 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

■ 道路に面する地域

地域の類型	基準	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考

車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

■ 幹線交通を担う道路に近接する空間

基準	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下の車線数の区分に応じる道路端からの距離によりその範囲を特定する。

2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路……………15m

2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路……………20m

（5）航空機騒音に係る環境基準【抜粋】

（昭 48.12.27 環告 154、最終改定平 19.12.27 環告 114）

地域の類型	基準（Lden）
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

参考

環境基本法では、騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめる地域を知事が指定することとなっており、指定の状況は次のとおりである。（昭和 55.5.23 告示第 426 号）

I：住居系地域、用途地域として定められた区域以外の地域

II：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

4 座間市環境基本条例

(平成24年3月28日条例第2号)

私たちのまち座間は、東部に相模原台地、中央部に座間丘陵、西部に相模川沖積低地が広がり、また、中央を目久尻川、西端を相模川が流れ、坂や段丘が多く、起伏に富んだ地形の下、こうした自然により育まれた湧水や地下水が豊富にある恵まれた環境の中で、歴史と地域の特性を生かしながら着実に発展してきた。

しかしながら、こうした発展に伴う社会経済活動の拡大や人口の増加による都市化が進んだ結果、身近な自然が減少するとともに、私たちの生活に密接に関係する環境問題が進行してきた。また、人々は、資源やエネルギーを大量に消費することで、物質的な豊かさや快適さを求めてきたが、これにより環境問題は、地球温暖化やオゾン層の破壊といった地球規模の問題にまで拡大し、このままでは人々の生活環境や多様な動植物の生態系など、将来の世代に重大な影響を及ぼすことが懸念されるまでに至っている。

私たちは、健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、このかけがえのない恵み豊かな環境を保全し、良好な環境を創造しながら、これを将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

このような認識の下に、自然と人とが共生しながら自然の恵みを持続的に享受できるようにするとともに、豊かな水と緑が輝く私たちのまち座間を実現していくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本となる理念（以下「基本理念」という。）を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策（以下「基本的施策」という。）を定めることにより、その施策を計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化するこ

とを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

- (4) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策並びに地球温暖化によってもたらされる自然災害その他の人の生命又は身体、食料の生産、生物の多様性等への悪影響の防止又は軽減その他の地球温暖化への適応を図るための施策をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市の施策の策定等における市、市民及び事業者との協働を通じて、全ての市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要となる良好な環境の実現を図り、地域の歴史、風土、文化、暮らし、景観等を守り生かしながら、これを将来の世代に継承していくことを旨として行わなければならない。

- 2 地球環境保全は、人類共通の課題であり、地域環境が地球環境に深く関わっていることから、市、市民及び事業者が自らの課題であると捉え、それぞれの日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、第8条に規定する基本的施策を実施する責務を有する。

- 2 市は、基本的施策の実施に当たっては、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 市は、市民及び事業者の自主的な環境の保全及び創造に関する取組を支援するとともに、自ら率先して各種の施策を推進する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

- 2 市民は、環境の保全及び創造に関し、自ら取り組むとともに、市が実施する施策及び活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって生ずる公害を未然に防止し、環境への負荷の低減に努めるものとする。

- 2 事業者は、環境の保全及び創造に関し、自ら取り組むとともに、市が実施する施策及び活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関して広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(基本的施策)

第8条 基本理念の実現を図るための基本的施策は、次に掲げるものとする。

- (1) 生物の生息又は生育に配慮し、多様な生態系を保持するとともに、斜面緑地、地下水等を適正に保全し、豊かな自然環境を整備すること。
- (2) 湧水と緑を生かした美しい都市景観の形成、歴史的文化的遺産の保存等を推進するとともに、魅力ある都市環境の実現を図ること。
- (3) エネルギーの有効利用、廃棄物発生の抑制及び資源の循環的な利用が推進される社会の構築を図ること。
- (4) 公害の防止策を推進し、良好な生活環境を創造すること。
- (5) 地球温暖化対策等を推進し、地球環境を保全すること。
- (6) 市民の環境保全意識及び活動意欲を増進させるなど環境の保全等に関する学習機会を充実させるとともに、現在のみならず将来の世代をも視野に入れた良好な環境の保全及び創造を図ること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、市における総合的かつ計画的な環境行政の推進を図るため、座間市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 基本計画は、基本的施策及びその実現を図るために必要な事項について具体的に示すものとする。
- 3 基本計画の対象地域は、市全域とし、広域的な観点から策定するものとする。
- 4 基本計画の期間は、社会情勢、科学技術の進展状況等を勘案して定めるものとする。
- 5 市長は、基本計画を策定するときは、市民、事業者及び関係する団体の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、第17条に規定する座間市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 6 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 7 前2項の規定は、基本計画を変更する場合に準用する。

(年次報告書の作成及び公表)

第10条 市長は、基本計画の適正な進行管理を図るため、基本計画に基づく施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、年次報告書について審議会の意見を聴くものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、公害の原因となる行為及び良好な環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、その防止のために必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第12条 市は、市民又は事業者が、自らの行為に係る環境への負荷の低減に関する活動をする必要があると認めるときは、その活動を行う者に対して、経済的な助成等必要な措置

を講ずるよう努めるものとする。

(監視及び測定)

第13条 市は、公害その他環境の保全上の支障の状況を把握するため、必要な監視、測定等に関する体制の整備に努めるものとする。

(施設の整備等)

第14条 市は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、事業者に対して、資源及びエネルギーが有効利用され、環境への負荷の低減に資する施設の整備を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習)

第15条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深め、その活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育の推進及び学習の機会の充実に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒に対する環境の保全及び創造に関する学習の機会の充実に努めるものとする。

(市民等の参加)

第16条 市は、基本的施策が効果的に推進されるよう市民及び事業者の参加等を促すため、次に掲げる事項について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に資する活動に参加する機会を設けること。
- (2) 地域の環境の保全及び創造について、意見を交換できる機会を設けること。
- (3) 環境の保全及び創造に関して必要な情報の提供等により市民活動を支援すること。

(審議会)

第17条 総合的かつ計画的な環境行政の推進その他の環境の保全及び創造に関する重要事項について、市長の諮問に応じて、調査審議するため審議会を置く。

- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境政策推進会議)

第18条 環境行政の効果的かつ体系的な推進を図るため座間市環境政策推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

- 2 推進会議は、市の関係職員を構成員とする。
- 3 推進会議について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

5 第2次座間市環境基本計画（案）について 諮問・答申

諮問

座環発第8号

令和4年6月30日

座間市環境審議会

会長 田中 充 様

座間市長 佐藤 弥斗

第2次座間市環境基本計画（案）の策定について（諮問）

座間市環境基本条例（平成24年座間市条例第2号）第9条第5項の規定に基づき、第2次座間市環境基本計画（案）の策定について、諮問いたします。

【諮問理由】

本市では、座間市環境基本条例第3条に定められた基本理念の着実な実現に向け、平成26年3月に策定した座間市環境基本計画をはじめとして、令和3年3月には、座間市環境基本計画（令和2年度一部改定）（以下「現行計画」という。）を策定し、緑、水、騒音、ごみなどの身近な環境から地球温暖化などの地球規模の環境まで、幅広い環境を対象とした施策を推進してまいりました。

現在、現行計画の最終年度を迎え、本市を取り巻く環境に関する現状は、急速に変化しています。

現行計画では、地球温暖化の進行に伴う自然環境の破壊等の環境問題に対し、低炭素社会の推進、廃棄物の排出抑制、緑化の推進、生活環境の保全などの取組を進めてきました。

一方、現在策定中の第5次座間市総合計画においては、脱炭素社会への転換や、気候変動に伴う大規模自然災害の想定、資源循環の推進を施策として検討していることに加え、生態系に悪影響を与える海洋プラスチックごみの問題を取り上げた「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行や「かながわ脱炭素ビジョン2050」における脱炭素社会実現に向けたキーワードに「DX（デジタルトランスフォーメーション）」が掲げられるなど、新たな課題への対応が迫られています。

こうした環境の状況の変化を踏まえ、環境施策のより一層の推移を図るため、第2次座間市環境基本計画（案）の策定について、貴審議会の意見を求めます。

答申

令和5年2月14日

座間市長 佐藤 弥斗 様

座間市環境審議会

会長 田中 充

第2次座間市環境基本計画（案）の策定について（答申）

令和4年6月30日付け座環発第8号により諮問されました標記事項について、本審議会は、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

なお、計画の推進に当たって留意すべき事項を下記のとおり申し添えます。

記

- 1 令和5年度から開始する「第五次座間市総合計画」においては、目指すまちの姿として「ひと・まちが輝き 未来へつなぐ」を掲げ、この実現に向けた「分野別政策・施策」では、「政策3 安全・安心で環境にやさしいまちづくり」や「政策6 緑あふれる快適なまちづくり」において「安全・安心な生活環境の整備」、「地球温暖化対策の推進」、「資源循環の推進」、「公園緑政」などの施策課題を打ち出している。第2次座間市環境基本計画の策定及び推進にあたっては、まちづくりの指針である第五次座間市総合計画との整合性を確保しつつ「目指すまちの姿」の実現に向けて、国・県や近隣自治体の取組と連携しながら施策の効果的な推進に取り組む必要がある。
- 2 第2次座間市環境基本計画（案）では、法令により策定が義務付けられている地球温暖化対策実行計画（区域施策編及び事務事業編）と地域気候変動適応計画を新たに策定または改定し、これらを本計画（案）に内包する方式で策定している。具体的には、これらの諸計画を本計画（案）の「基本目標1 地球環境」に位置付けた上で「第5章 脱炭素化及び気候変動適応の推進」において展開し、二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す座間市ゼロカーボンシティの目標の実現に向けた関連施策を提示している。市は、脱炭素社会の実現及び気候変動適応に係る取組の体系的な実施に向けて、関係部課の密接な連携体制を構築するとともに、市民・事業者との協働により実効性のある施策を推進する必要がある。
- 3 前項の脱炭素社会の実現及び気候変動適応の対応に関しては、新たな科学的知見に基づく国際社会の取組や国の政策的な動向、対策技術の進展など時代状況は急速に変化してお

り、これに的確に対応しつつ施策の推進を図ることが求められる。市は、関連情報の積極的な収集・蓄積に努めるとともに、必要に応じて計画の内容や施策体系の強化・見直しを行うなど、適切に対処していく必要がある。

4 新型コロナ感染の広がり和社会経済状況の急速な変動、地球温暖化問題の深刻化などを契機とし、市民の意識と生活様式は大きく変容しており、地球温暖化対策や安全・安心な生活環境の整備、資源循環の推進など、環境問題への対応においても多面的で複合的な要素を抱える課題が広がっている。市は、市民・事業者とこれらの課題を共有し、多様な主体とともに創る「共創」の理念のもと、相互に役割を果たしながら課題の解決に取り組む必要がある。

以上の諸点を踏まえ、第2次座間市環境基本計画を策定し推進するとともに、6つの基本目標の実現に向けて、これまで以上に市・市民・事業者が参加を基調とした取組を実行し、適正な進行管理により計画の着実な推進が図られることを期待します。

6 策定経過

年度	月日	内容
令和3年度 2021年度	6月24日	第1回座間市環境審議会
	8月2日	第1回座間市環境基本計画策定部会
	10月7日	第2回座間市環境審議会
	11月1日～ 11月19日	環境に関する市民・事業者アンケート
	1月20日	第2回座間市環境基本計画策定部会
令和4年度 2022年度	4月28日～ 5月13日	気候変動に関する農業関係者アンケート
	5月26日	農業関係者ヒアリング
	6月19日	市民環境ワークショップ 「グリーンマップはじめました ～未来の座間を私たちが作ります～」
	6月20日～ 7月7日	事業者ヒアリング
	6月30日	第1回座間市環境審議会（諮問）
	9月26日	第2回座間市環境審議会
	10月27日	第3回座間市環境審議会
	11月22日～ 12月22日	第2次座間市環境基本計画（案）に関する パブリックコメント
	2月9日	第4回座間市環境審議会
	2月14日	答申
	2月28日	第2次座間市環境基本計画の決定

7 座間市環境審議会開催経過

年度	月日	出席数	内容
令和3年度 2021年度	6月24日	9名	第1回座間市環境審議会 ○次期座間市環境基本計画の策定概要について ○計画改定に係るアンケート調査票（案）について
	8月2日	4名	第1回座間市環境基本計画策定部会 ○計画改定に係るアンケート調査票（案）について
	10月7日	10名	第2回座間市環境審議会 ○計画改定に係るアンケート調査票（案）について ○計画改定に係る基礎調査結果について
	1月20日	4名	第2回座間市環境基本計画策定部会 ○環境に関する市民及び事業者アンケートの調査結果報告書について
令和4年度 2022年度	6月30日	10名	第1回座間市環境審議会（諮問） ○第2次座間市環境基本計画（案）の策定について（諮問） ○第2次座間市環境基本計画の体系について ○座間市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び気候変動適応計画について ○気候変動に関する農業関係者アンケート調査及びヒアリング結果報告 ○市民環境ワークショップ実施報告
	9月26日	9名	第2回座間市環境審議会 ○第2次座間市環境基本計画の素案について ○座間市における温室効果ガス排出量の現況と将来推計（暫定値）について
	10月27日	9名	第3回座間市環境審議会 ○第2次座間市環境基本計画（案）の策定について
	2月9日	10名	第4回座間市環境審議会 ○第2次座間市環境基本計画（案）に対するパブリックコメント内容及び市の内部調整を踏まえた計画案の見直しについて ○第2次座間市環境基本計画（案）の答申について

8 座間市環境審議会委員名簿

座間市環境審議会委員名簿

(令和3年度)

(敬称略50音順)

氏名	所属等
○ 小池 秀司	関係団体代表（ざま市民活動応援広場 理事長）
鈴木 健夫	公募市民
◎ 田中 充	学識経験者（法政大学 社会学部教授）
長沼 均	関係団体代表（神奈川県県央地域県政総合センター 環境部環境調整課長）
西 寿子	公募市民
西海 愛子	公募市民
藤倉 まなみ	学識経験者（桜美林大学 リベラルアーツ学群教授）
村山 史世	学識経験者（麻布大学 生命・環境科学部准教授）
室星 健磨	公募市民
吉井 力	公募市民

◎：会長、○：副会長

(令和4年度)

(敬称略50音順)

氏名	所属等
○ 小池 秀司	関係団体代表（ざま市民活動応援広場 理事長）
鈴木 健夫	公募市民
◎ 田中 充	学識経験者（法政大学 名誉教授、法政大学地域研究センター 客員教授）
津田 宏久	関係団体代表（神奈川県県央地域県政総合センター 環境部環境調整課長）
西 寿子	公募市民
西海 愛子	公募市民
藤倉 まなみ	学識経験者（桜美林大学 リベラルアーツ学群教授）
村山 史世	学識経験者（麻布大学 生命・環境科学部准教授）
室星 健磨	公募市民
吉井 力	公募市民

◎：会長、○：副会長

座間市環境基本計画策定部会委員名簿

(敬称略 50音順)

氏名	所属等
小池 秀司	関係団体代表（ざま市民活動応援広場 理事長）
鈴木 健夫	公募市民
<input type="checkbox"/> 村山 史世	学識経験者（麻布大学 生命・環境科学部准教授）
吉井 力	公募市民

: 部会長

豊かな水と緑を
みんなで未来へつなぐ
環境にやさしいまち
ざま



第2次座間市環境基本計画

発行：令和5（2023）年3月 座間市環境経済部環境政策課
住所：〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号